

ローマの法・格言・法諺抄

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2010-03-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 宮崎, 繁樹 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/7009

【翻訳／資料】

ローマの法・格言・法諺抄

宮 崎 繁 樹

まえがき

欧米の法律書を読んでいると、時折ラテン語や格言らしいものが出てくる。中には、英和、仏和、独和などの辞書に掲載されているものもあるが、そうでない場合もある。跳ばして読むと、何かすっきりしない。それで、書きとめておいたものなどを若干整理してみたのが本稿である。既に柴田光蔵教授をはじめ先覚の方たちの優れた著作、研究があり、本稿はそれに負うところが多い。参考文献は後記するので、関心がおありの方は、是非ご参照頂きたい。

ローマでは、紀元前451年と前449年に作られた十二表法に基づき、ユスティニアヌス一世がローマ法大全 *Corpus Juris Civilis* を編集させた。その中に① *Codex Vetus* (*Codex Constitutionum*) 勅法集成、② *Digesta* 学説集成、③ *Institutiones* 法学提要、④ *Novellae Constitutiones* 新勅法集成が含まれる。その全部、または主に①が、ユスティニアヌス法典 *Codex Justiniani* と呼ばれているが、それらの中の章句をキケロ *Cicero* が良く引用し、法格言になっているものも多い。当時は全部大文字で続けて書かれていた。古いラテン語の文献は、皆そうである。9世紀から10世紀頃に、UとJの文字が独立して出来、「,」(コンマ)もその頃から使われ始めた。それまでは、UはV、JはIと記されていた。だから「法」を意味する *jus* も、古くは、IVSと書かれていた。15世紀から16世紀頃までは、学問の言葉は皆ラテン語であったが、次第に現代語によって替えられ、現在ではカトリック教会で使用されるほかは、殆ど古語となってしまう。

ラテン語は格変化が6格もあり(主格と呼格は同一の場合が多く、また、古くはさらに、場所を表す位格(地格)があった。今もごく一部残っている)複雑であるが、単語の配列・順序は比較的により自由であり、格言の場合は動詞が省略される場合も多い。特に、be動詞にあたる *est* (単数)、*sunt* (複数)などは、しばしば、省略される。また、三人称が多いので、語尾が *t* で終るものも多い。

殆どは現在形であるが、時に過去、また命令形として未来（…するのです）が用いられることもあり、また、接続法が時々用いられている。ndが含まれる動形容詞や名詞的動詞は、多くの場合、義務をあらわしている。有名な *pacta sunt servanda*（守られるべきである）がそうだが、*propaganda*（上げられるべきもの）、*memorandum*（覚えておくべきもの）、*referendum*（国民投票）など現代語にまで影響している。本稿では、狭い意味の法格言だけでなく、法律上の文献に引用される格言や、法文の一部も収録し、後人がラテン語で記した物も含めてある。また、法格言ではないが、よく使われる若干の用語を参考に、*印で掲記しておいた。以下、アルファベット順に見ていくことにする。

【A】

- 1 *Ab abusu ad usum non valet consequentia.*
 (権利の行使にあたっては、) 如何なる濫用も許されない。 ⑩A1。本稿 M7。
ab も *ad* も奪格を取る前置詞で、*abusu* は *absum* 「離れている」、*usum* は *usus* (使用) のいずれも奪格、だから *ab* *ad* *usum* で「乱用」となる。*valet* は *valere* (できる) の能動形 3 人称単数。*consequentia* の原形は *consequens* (理にかなった)。
- 2 *Ab assuetis non fit injuria.*
 古くからの慣例からは、どのような不法も出てこない。 ⑩A2。
 「慣例に従って行動する者は、違法とされない」という意味。*assuetis* は、*assuetus* (慣れた) の名詞化の複数奪格。*fit* は、*fio* (生まれる) の受動 3 人称単数。
- 3 *Abi ad formicam, o piger (, aspice vias ejus et sape).*
 怠け者は、蟻のところに行け。(その生活を良く見て、賢くなれ。) ④1。⑤1。
abi ad は、*abeo ad* (去って行く) の命令形。*o* (おお)。*formicam* は *formica* (蟻 *f* (女性)) の対格「蟻のところへ」。*piger* は不定法の名詞化「怠け者 *m* (男性)」。
- 4 *Ab ovo usque ad mala.* Horatius. Satirae.
 卵から林檎まで (最初から最後まで)。 ⑤2。⑦157。
 ローマで食事は卵に始まり、林檎で終わったことによる。*ovo* は、*ovum* (卵 *n* (中性)) の単数奪格。*usque ad* (まで・ずっと)。*mala* は、*malum* (林檎 *n*) の複数対格。
- 5 *Abrogata lege abrogante non reviviscit lex abrogata.*
 失効させた法律が廃止されても、それによって失効した法律は、復活しない。 ⑩A6。
lege は *lex* (法) の奪格 (第 3 変化)。*lex* は、*lex* (主格～は・が)、*legis* (属格～の)、*legi* (与格～に)、*legem* (対格～を)、*lege* (奪格～から・によって) と変化する。複数形の変化は、本稿 L3 参照。*abrogo* (無効とする)。*revivisco* (よみがえる)。

- 6 **Absoluta sententia expositore non indiget.** Institutiones.
 明確な判決は、どのような解釈も不要である。 ④3。
 sententia (見解・判決 *f*)。expositore は *expono* (説明する) の不定法で動詞の名詞化。indiget は *indigo* (必要とする) の3人称単数。
- 7 **Absolutus sententia iudicis praesumitur innocens.**
 裁判所の判決によって無罪とされた者は、責任が無いと推定される。
 ⑩A10。
- 8 **Abusus non tollit usum.**
 乱用は、利用の権利を失わせない。 ④4。⑥A8。⑩A12。
 tollit は *tollo* (取上げる) の3人称単数。usum は *usus* (利用する *m*) の対格。
- 9 **Abundans cautela non nocet.** Coke.
 充分な用心をすれば、損害は無い。 ④4。⑩A11。
 「念を入れて損は無い」。Non solent, quae abundant, vitiare scopaturas. (余分なものも、書類を誤りなく保つ) とも言われる。abundo (沢山の、有余る)。cautela は *cautus* (用心深い) の形容詞の名詞化。nocet は *noceo* (傷付ける) の3人称単数。
- 10 **Ab uno disce omnes.** Vergillius. Cicero.
 一つのことから、全てを学べ。 ④4。
 この omnes は男性複数対格で、omne (全て *n*) の複数対格 omnia が使われていないのは、この格言のもとになった *Accipe nunc danaium insidias, et crimine ab uno disca omnes.* (「全てのギリシャ人の姦計を知れ。そして一つの罪状によって彼等のすべてを知れ」。Vergilius, Aeneis 2巻66行) に見られるように、「歴史的にトロイ戦争でトロイを攻めたギリシャ軍の(すべての悪 *m*)を知れ」、の意味が籠められているからである。disca は、*disco* (学ぶ・知る) の2人称命令形。accipe は *accipio* (受取る) の命令形。nunc は *nuntio* (知らせる)。danaium はギリシャ人。insidias は *insidiae* (姦計 *f*) の複数。crimine は *crimino* (告発・非難する) の命令形。ラテン語の数詞は、unus, duo, tres, quattuor, quinque, sex, septem, octo, novem, decem である。uno は *ab* によって *unus* が尊格に変化したもの。
- 11 **Accessio cedit principali.** Ulpianus.
 従物は、主物に従う。 ②A30。③337。⑩A13。
 同旨のものに *Accessorium sequitur principale.* (従は主に従う) がある。Accessio は (補助的なもの *f*) の主格。cedit は *cedo* (譲歩する・行く) の3人称単数。principali は *principals* (主たるもの *f*) の与格。
- 12 **Accipe quam primum, brevis est occasio lucri.** Martialis.
 出来るだけ早く手に入れよ。利得の機会は短い。 ④5。⑥A11。
 「チャンスに後髪は生えていない」とも言われる。accipe は *accipio* (手に入れる) の命令形。quam primum (出来るだけ早く)。brevis (短い)。ocasio (好機 *f*)。lucri は *lucror* (利益をうる) の動形容詞。

- 13 **Accusare nemo se debet, nisi coram Deo.** Hargres.
 何人も、神の前でなければ、自分を犯人とはしない。 ④5。⑩A15。
 accusare は accuso (告発する) の不定形。nemo は「誰も～しない」。debet は debeo (しなければならぬ) の3人称単数。nisi (～を除いては)。Deo は Deus (神 *m*) の与格だが、「神」の頭文字は、通常大文字で書く。
- 14 **Accipere quam facere praestat injuriam.** Cicero. Tuseo.
 不正を行うより、不正を受けるほうが良い。 ⑥A10。
 accipere は accipio (受取る) の不定法。quam (～よりも・副詞)。facio (行う)。praestat は praesto (いっそう良い)。injuriam は injuria (不法な言動 *f*) の対格。
- 15 **Acta est fabula, plaudite!**
 芝居は終わった。喝采せよ! ⑤6、213。⑥A12。
 acta は ago (行う) の完了分詞で、est とともに、行われてしまった「終わった」となる。fabula (劇・芝居 *f*)。plaudite は plaudo (喝采する・叩く) の命令形。アウグストス Augustus (ローマの初代皇帝) の臨終の言葉として知られている。
- 16 **Acta exteriora indicant interiora secreta.**
 外に現れた行動は、内心の秘密を現す。 ⑩A17。
 Animus praesumitur ab effecta. (意図は結果に現れる) とも言われる。acta には、「行動」と「文書」の二つの意味があり、ここでは「行動」。extero (外に出す)。indicant は indico (あばく) の3人称単数。inteor (内側の)。secreta は secretum の対格。
- 17 **Acta publica probant se ipsa.**
 公文書は、それ自体証明力がある。 ②A41。⑩A18。
 Scripta publica probant se ipsa. とも記される。この場合の acta は「文書 *n*」。publicus (公の)。probo (証明する)。se ipsa (それ自体)。
- 18 **Actio ad mobile est mobilis, ad immobile immobilis.**
 動産に関する訴え (の管轄裁判所) は流動的だが、不動産に関するものは不動である。 ⑩A19。
- * **Actio libera in causa.**
 原因において自由な行為。
 causa (原因 *f*)。ここでは in があるので奪格。
- 19 **Actiones semel inclusae iudicio salvae permanent.**
 いったん裁判所に提起された請求は、維持される。 ⑩A21。
 期間の経過や当事者の死亡によって、当然には消滅しない。ここでは actio は「訴訟手続・申立て *f*」。semel (一度・副詞)。includo (入れる)。iudicio は iudicium (裁判所 *n*) の与格。salvae (丈夫である)。

- 20 **Actio non datur non damnificato.** Dension. Jenken.
 損害を受けていない者には、請求権は無い。 ④8。⑩A24。
 datur は不規則変化動詞 *do* の変化形。damnificato は *damunum* (損害 *n*) と *tingo* の結合形。
- 21 **Actio personalis moritur cum persona.**
 極めて個人的な請求は、人と共に消滅する。 ⑩A25。
morior (死ぬ)。cum (共に)。
- 22 **Actio semel extincta non reviviscit.**
 いったん消滅した訴権は、もはや復活しない。 ①II-2。⑩A27。
Obligatio semel extincta non reviviscit. (いったん消滅した責任は、もはや復活しない) もある。extincta は *extingo* (死ぬ・消える) の過去形。
- 23 **Actori incumbit onus probandi.**
 原告に証明責任がある。 ⑩A29。
Affirmanti incumbit probandi. (主張者に証明責任がある)、*Actoris est probare.* (証明することは原告 (の任務) である)。また、*Actor renire debet instructor quam reus.* (原告は、被告よりも、より良く準備しなければならない) ともされる。*Affirmanti incumbit probatio.* (主張者が、証明の義務を負う) も同旨。訴訟でも原告が立証責任を負う。否認者 (被告) の責任ではない。*Affirmanti non neganti incumbit probation.* また、*Ei incumbit probation, qui dicit, non qui negat.* (主張者に、立証責任があり、争うほうには無い) ともされる。*incumbo* (寄りかかる)。onus (責任・負担 *n*)。probare (信じさせる)。
- 24 **Actor sequitur forum rei.** Codex Justiniani.
 原告は、被告の裁判籍に従う。 ②A58。③375。⑩A32。
 現在でも、特別の規定がある場合を除き、被告の管轄裁判所に申立てるのが原則である。sequitur は *sequor* (従う) の3人称単数。forum (裁判所 *m*)。rei は reus (被告 *m*) の属格。
- 25 **Actus simulatus nullius est momenti.** Gaius.
 見せかけの行為は、無効である。 ②A79。
 虚偽表示は無効。*Quae simulate geruntur, pro infectis habentur.* 「みせかけになされたことは、無かったものとされる」とも言われた。民法第94条参照。actus (法律行為 *m*)。simulatus は *simulo* (見せかける) の受動完了形。nullius は nullus (無価値のもの) という代名詞的形容詞。momentum (価値・作用 *n*) の属格。
- 26 **Actus ultra intentionem agentium nihil operatur.**
 行為 (を判断する) については、行為者の内心は詮索しない。 ⑩A41。
 民法第93条、心裡留保参照。ultra (より遠く) は前置詞。intentionem (判断 *m* 対格)。agens (行為者 *n*) の属格。nihil (何もしない)。operor (詮索する)。

- 27 **Adeo maxima quaeque ambigua sunt.** Tacitus. Annales.
 重大な事件は、多くが疑わしいものである。 ④12。
 maximus (重大な)。quaeque は関係代名詞。ambiguus (疑わしい)。
- * **ad hoc**
 そのための (特別の)。
 hoc は hic (これ *n*) の対格。国際裁判所で、通常の裁判官以外に、当事国からその事件のために特別に出される裁判官を、ad hoc 裁判官と呼ぶ。
- 28 **Ad impossibile nemo obligatur.**
 不可能の場合には、義務はない。 ②A85。④13。
 同旨のものに *Impossibium nula obligation est.* (Digesta) がある。impossibilis (不可能の)。nemo (誰も～しない)。末尾の *ur* は受身。
- 29 **Ad jura renuntiata non datur regressus.**
 放棄した権利は、もはや回復することはできない。 ②A86。⑩A43。
jura は *jus* (法) の対格。renuntio (放棄する)。regero (戻す)。
- 30 **Ad praesens ova cras pullis sunt meliora.**
 今日の卵は、明日の雛にまさる。 ④16。⑥A17。
praesens (現在の)。cras (明日・副詞)。pullus (雛 *m*) の奪格。
- 31 **Ad quem spectat onus, et emolumentum.**
 負担を負う者は、利益も受ける。 ⑩A46。本稿 U2。
 同旨のものに、*Qui senti onus, sentire debet commodum.* がある。onus (負担 *n*)。emolumentum (利益 *n*)。
- 32 **Ad tempus concessa post tempus censentur denegata.**
 期間を限って許されていることは、期限経過後は、禁止されたものとみなされる。 ⑩A47。
 同旨のものに、*Ad tempus prohibitum post illud tempore censetur permissum.* がある。tempus (期間・時 *n*)。concedo (許す) の完了分詞。consentio (見られる・賛同する)。denego (否定する)。
- 33 **Adversus periculum naturalis ratio permittit se defendere.**
 危険に対しては、自然の理によって、自己防衛が許されている。 ⑩A49。
 刑法第 36 条 1 項。民法第 720 条 1 項参照。adversus (～に面して) 前置詞。periculum (危険 *n*。periculum と書く) の対格。permitto (許す)。se は sui (自分) を示す再帰代名詞。defendo (守る)。defendere と re で終るのは、不定法で、動詞の名詞化。
- 34 **Adversa virtute repello.** Denison.
 勇気をもって、逆境をはねのけよ。 ④18。
adversum (逆境・困難 *n*) の対格。virtus (勇気 *f*)。repello (撃退する)。

- 35 **Aedificatum solo, solo cedit.** Institutiones. Broom.
土地の上に建てられたものは、土地に従う。 ②A109。④19。
同旨のものに、Aedificia solo cedunt。(建築物は土地に従う②A110)、また、Superficies solo cedit。(①I-28。③379)、Quod solo inaedificatur solo cedit。(④増補44)(地上物は土地に従う)がある。日本では、建物はその敷地(土地)とは別の独立した不動産であるが、ヨーロッパでは建物は土地と一体の不動産とされる。これに関連して、歴史的には、「家屋税事件」がある。aedifico(建てる)の完了分詞。
- 36 **Aequum et bonum est lex legum.** Hobart.
衡平と善は、最高の法である。 ④21。⑩A56。
legumはlego(選ぶ)の動形容詞。
- 37 **Affectus punitur, etsi non sequatur effectus.**
故意があつた者は、結果が生じなくても、責任を負わされる。 ④22。⑩A58。
未遂の場合も罰せられる。刑法第43条。④22ページでは、etsiは、licet(にも拘わらず)が使われている。同旨に、Affectus punitur, licet non sequatur。②A133がある。affectus(態度・心の状態*m*)。punio(罰する)。etsi(たとえ〜でも・副詞)。sequor(結果として生ずる)。effectus。(結果*m*)。
- 38 **Affinis non parit affinem.**
姻戚関係者は、それ以上姻戚関係者を輩出しない。 ②A135。⑩A59。
同旨に、Affinitas non parit affinitatem。(姻戚関係は、それ以上姻戚関係を生じない)がある。また、Affinitatis jure nulla successio promittitur。(姻戚関係は、いかなる法的相続順位も約束しない)がある。affinemは、affinis(姻戚*m*)の対格。paro(供給する)。
- 39 **Agentes et consentientes pari poena plectuntur.**
行為者と同意者は、同じ刑に服する。 ⑩A64。
同意者は、実行行為自体に参加しなくても処罰される。従犯は正犯より刑が減輕されるが(刑法第63条)、我国では、共謀共同正犯説によって、殆どの場合共同正犯とされる(刑法第60条)。ago(行う)の過去完了agentから行為者。consentio(同意する)。parei(確かになる)。plecto(撚り合せた)。
- 40 **A justitia, quasi a quodam fonte, omnia jura emanant.** Bracton.
泉からのように、正義から、あらゆる権利が流れ出る。 ②A5。
a=ab(〜から)。quodam(から)。fons(泉*m*)。omnis(すべての)。emano(流れ出る)。
- 41 **A jure nemo recedere praesumitur.**
何人も、彼の権利を放棄したものとは、推定されない。 ⑩A67。
Donatio non praesumitur。(贈与は、推定されない)もある。nemo(誰も〜しない)。recedo(放棄する)。praesumo(推測する)。

- 42 *Alea jacta est.* Caesar.
 賽は、投げられたり。 ⑥A24。⑦82。
Jacta alea est. とも書く。これに「ルビコン渡らざるべからず」。Rubicon estate. が続く。ガリア戦争の末期、遠征したカイザー Julius Caesar が、本国のポンペイウスや元老院と対立。北伊属州とローマ外周をへだてるルビコン河に到着。軍を率いてその河を渡れば叛逆とされていたが、座して待てば破滅、というジレンマに立たされ、ルビコン河渡河を決断。紀元前49年1月12日のことだった。最後の *est* は、*esto* が正しく（この場合は「賽を投げよ」となる）、間違っ「o」が脱落したのだ、という説もある。jacio (投げる)。
- 43 *Aliena vitia in oculis habemus a tergo nostre sunt.* Seneca.
 他人の欠点は我々の目の中にあるが、自分の欠点は我々の背中にある。 ④26。
- 44 *Alimenta cum vita finiuntur.* Ulpianus.
 扶養請求は、死亡をもって終る。 ②A153。⑩A75。
 扶養権利者または扶養義務者が死亡すれば、扶養請求権は消滅する。
- 45 *Aliud pro alio invito creditori solvi non potest.*
 債権者の同意なしには、他のもので代替し履行することは出来ない。 ⑩A78。
- 46 *Allegans contraria non est audiendus.*
 裁判所で矛盾したことを主張する者は、聴取されない。 ⑩A79。
Contraria allegans non auditur. というのも同旨であるが、*Allegatio contra non est audiendus.* (行為と矛盾する申立ては認められない) というものもある。
- 47 *Alter ipse amicus.* Cicero.
 友人は、もう一人の自分である。 ④28。⑥A27。
 同旨のものに、*Alter ergo est amicus.* や *Amitus est tanquam alter idem.* (友人は、まさに第二の自分である) がある。
- 48 *Altissima quaeque flumina minimo sono labi.* Quintus Curtius Rufus.
 深い川は、極く静かに流れる。 ④29。⑥A28。
- 49 *Animo imperat sapiens, stultus servit.*
 賢者は気分を支配し、愚者は気分に従う。
- 50 *Animus hominis est anima acripti.*
 人の意思は、文書の中にある。 ⑩A93。
Animus est in patinus. (～鍋の中にある④36) などというものもある。

- 51 *Apices juris non sunt jura.* Ulpianus.
法の極みは、法に非ず。 ②A190。⑩95。本稿S19。
- 52 *Applicatio est vita regulae.* Bulstrode.
遵行（適用）が、法のいのちである。 ④41。⑩A98。
守られてこそ、法の価値がある。Jus respicit aequitatem.（法は、適用されなければ
ならない）ともされる。
- 53 *Aqua profluens est res communis.*
流れる水は、共通の財産である。 ②A197。⑩A100。
- 54 *Aquila non capit muscas.* Erasmus, Bacon.
鷹は蠅を捕えない。 ④42。⑤20。⑥A51。
- 55 *Arma in armatos sumere jura sinunt.* Justinus. Coke.
武器に対して武装することを、法は許容する。 ②A208。④45。本稿V11。
Vim vi repellere licet.（力は、力をもって撃退することが許される）。
- 56 *Armis potentius aequum.* Falconer.
衡平は、武器よりも強し。 ④46。
- 57 *Arrogat anuus multis pretium.*
多くのものには、歳月が価値を与える。 ④46。
- 58 *Ars longa vita brevis.* Seneca.
芸術は長く、人生は短い。 ⑥V35。⑨22。
逆にして、Vita brevis ars longa.ともされる。arsは、芸術よりもっと広く、学
芸・技術も含むが、一般には、この訳語が用いられている。国原教授は、後記の辞典
冒頭で「学芸を極める道は長く、人の命は短い」としておられる。
- 59 *Artis magistra necessitas.* Plinius Caecilius Minor.
必要は、技術の師である。 ④47。
- 60 *Aspirat primo Fortuna labori.* Virgil.
幸運の女神は、我々の最初の努力に、ほほえむ。 ⑥A57。
- 61 *Aucupia verborum sunt judicis indigna.*
字句にこだわる人々は、裁判官にふさわしくない。 ⑩A105。
意思表示の解釈にあたっては、むしろ、その真実的意思を探るのが良い。

- 62 *Audentes fortuna iuvat.* Vergil. Aenis.
 幸運は、勇者に味方する。 ⑥A60。
Audendo magnum tegitur timor. (大きな恐怖は、敢行によって消える。⑤23)、
Audendo virtus crescit, tardando timor. (勇気は敢行によって育ち、恐怖は躊躇に
 によって育つ。⑤24、⑥A-62) もある。
- 63 *Audi et alteram partem.* Seneca. Broom.
 反対側の意見も聞け。 ②A214。⑤27。
 同旨に、*Audiatur et altera pars.* (他の面も聞かれねばならない。④5、⑥A63) が
 ある。
- 64 *Aurea mediocritas.* Horatius. Carmina.
 中庸は金。 ④52。⑤29、154。⑥A65。⑦128。本稿 M13。
- 65 *Autoritas, non veritas facit legem.* Hobbes.
 権力が法を作るのであり、真理が作るのではない。 ⑩A107。
- 66 *Aut pax aut bellum.* Donaldson.
 平和か、戦争か。 ④55。
- 67 *Aut viam inveniam aut faciam.* Wightwicke.
 道を見つけるか、作るかだ。 ④55。
- 68 *A verbis legis non est recedendum.* Marcellus. Coke.
 法律の文言から離れてはならない。 ②A10。④56。⑤10。⑩A110。

【B】

- 1 *Beatius est magis dare quam accipere.*
 貰うより与えるほうが良い。 ④58。⑤33。⑥B2。
- 2 *Beatus, qui prodest, quibus potest.*
 助けることの出来る全ての人を助ける者は、幸せである。 ⑥B4。
- 3 *Bellum, qui prodest, quibus potest.* Thomas Hobbes.
 万人の万人に対する戦い。 ⑥B-6。
- 4 *Beneficia non obtruduntur.*
 慈善は、無理強いされることはない。 ⑩B2。
- 5 *Beneficium accipere libertatem est vendere.* Publilius Syrus.
 好意を受入れることは、自由を売ることになる。 ④61。⑥B9。

- 6 **Bis dat, si cito dat.** Publius Syrus.
早く与えるなら、二度与えることになる。 ⑦187。
siの代りに qui (②B17)を入れたり、Bis dat qui dat celeriter.とするものもある。
Baconnoの1617年5月7日の演説。④63。
- 7 **Bis vincit, qui se vincit in victoria.** Publius Syrus.
勝って己に打克つ者は、二度勝ったことになる。 ④63。⑤36。⑥B17。⑦29。
- 8 **Bis vivit qui bene vivit.** Becher.
良く生きる者は、二度生きる。 ④63。⑥B18。
- * **bona fide**
善意で。
bonaはbonus(良い)という形容詞の名詞化女性主格。しかしここでは奪格。10のbonaeは形容詞。13のbonisは男性複数与格。14のbonumは中性主格。fideは、fidesの単数奪格。
- 9 **Bona fides praesumuntur.**
善意は、推定される。 ⑨28。⑩B12。
反対が証明されるまで、権利者は善意のものとされる。
- 10 **Bonae leges malis ex moribus procreantur.**
良い法律は、人々の悪い行いから生まれる。 ⑤37。⑥B20。
Leges bonae ex malis moribus procreantur。(良い法律は、悪い慣習から生れる②B30)ともされる。
- 11 **Boni est viri etiam in morte nullum fallere.**
善人は、死に臨んでも、欺かない。 ⑤39。⑥B23。
- 12 **Boni iudicis est lites dirimere.** Coke.
良い裁判官は、争いを収斂することに優れている。 ④65。⑩B16。
- 13 **Bonis nocet, qui malis parcit.** Pseudo-Seneca.
悪を大事にする者は、善をそこなう。 ②B36。⑩B17。
Onjuriam ipse facias, ubi non vindices。(不法を追求しなければ、自ら悪を犯すことになる)。
- 14 **Bonum est faciendum et prosequendum, et malum vitandum.** Ithomas Aquinas.
人間の行為の目的は、善を行い、善を追求し、そして悪を避けることである。 ⑥B25。

- 15 *Bonus est faciendum, malum vitandum.*
善を行へ。悪は避けよ。
bonus や malus のような形容詞の中性は、そのまま名詞になる。複数で記すれば、*Bona sunt facienda, mala vitanda.* となる。
- 16 *Brevis esse laboro, obscurus fio.* Horatius.
簡潔を求めると、曖昧になる。 ④68。⑤41。⑦38。本稿L4。
- 17 *Brevis ipsa vita est sed malis fit longior.* Publilius Syrus.
我々の人生は短い、不運によって長くなる。 ④68。⑥B26。

【C】

- 1 *Calamitas virtutis occasio est.* Seneca.
災難は、勇気を試す機会である。 ④71。⑤42。⑥C2。
- 2 *Canis timidus vehementius latrat quam mordt.* Curtius Rufus.
臆病な犬は、噛むよりは吠え立てる。 ④73。⑥C3。
- 3 *Casus a nullo praestantur.*
偶然に対しては、何人も責任を負えない。 ④76。⑩C4。
- 4 *Causa criminalis non praejudicat.*
刑事訴訟は、民事訴訟の先取りはしない。 ⑩C8。
民事の裁判官は、同一事件について下された刑事裁判の判決に、拘束されるものではない。
- 5 *Cedi jus personale alii non potest.*
極めて個人専属的な権利は、他人には移譲されない。 ⑩C17。
名誉権とか労働者の休暇請求権などがこれにあたる。
- 6 *Celare fraudem fraus est.*
ごまかしを隠すことは、不義である。 ⑩C18。
- 7 *Certa amittimus dum incerta petimus.* Plautus. Pseudolus.
不確実なものを追い求めている間に、確実なものを失う。 ④82。⑤16。⑥C10。
- 8 *Certior factus non debet certiorari.*
事情を知る者には(改めて)知らせる必要はない。 ⑩C19。
Eum, qui certus est, certiorari ulterius non oportet. (事情を知る者に、もう一度教える必要はない)ともされる。

- 9 Cessante causa cessat effectus. Thomas Aquinas.
原因が無くなれば、結果も抜落ちる。 ②C42。③375。⑩C23。
- 10 Cessante ratione legis cessat ipsa lex.
法律の意義が失われれば、法律は廃止される。 ⑩C24。
- 11 Certum est, quod certum reddi potest. Coke.
定められうるものは、定められる。 ④82。⑩C21。
- 12 Cessionarius est pro creditore.
権利を譲受けた者は、債権者の立場を踏襲する。 ⑩C25。
- 13 Circuitus est evitandus.
迂回（脱法の）は、避けるべきである。 ⑩C28。
- 14 Clausulae insolitae inducunt suspicionem.
通例でない契約条項は、疑わしい。 ⑩C33。
- 15 Clausula, quae abrogationem excludit, ab initio non valet. Francis Bacon.
法律の廃止を排除する規定は、最初から無効である。 ②C62。④86。⑩C34。
- 16 Cogitationis poenam nemo patitur. Digesta.
思想は処罰されない。 ④88。⑩C38。
patitur に代って meratur を用いている例もある。
- 17 Cogito, ergo sum. Descartes.
我思う、故に我あり。 ④88。⑤49。⑥C13。
- 18 Collegium non moritur.
団体は死なない。 ⑩C39。
- 19 commercium jure gentium commune esse debet. Institutiones.
通商は、万民法によって、全ての人に開放されている。 ④90。⑩C40。
但し、その後、et non in monopolium et privatum paucorum quaestum convertendum. (だが、独占や少数者の私的利益に用いてはならない) が続く。
- 20 Commondum ejus esse debet, cujus periculum.
利益は、危険を担う者に帰属する。 ⑩C41。
- 21 Commondum ex injuria non oritur.
不法からは、如何なる利益も生まれない。 ②C79。⑩C42。

- 22 *Communio est mater rixarum.*
法社会は、争いの母である。 ⑩C44。
- 23 *Communis opinio habet vim consuetudinis.*
共通の意見は、慣習法の力を持つ。 ②C86。⑩C46。
- 24 *Concilium repraesentat mentem populi.*
議会は、国民の意思を代表する。 ⑩C49。
- 25 *Conditio illicita habetur pro non adjecta.* Marcianus.
禁止された条件は、付けられなかったものとされる。 ②C100。⑩C51。
- 26 *Conditio semel impleta non resumitur.* Papinianus.
いったん履行された条件は、取戻されない。 ②C103。⑩C54。
- 27 *Confessio est regina probationum.*
自白は、証拠の女王である。 ②C107。⑩C57。
Confessio omnium probationum maxima est. (①I-43) とも記される。このような考えが未だ支配的でそのために、自白の強要による冤罪もあとを絶たない。これに対し、*Confessio non est probatio.* (自白は決して証拠ではない) もある。
- 28 *Cognosce te ipsum.* Rawlons.
汝自身を知れ。 ④88。⑤50。⑥C14。
それに続いて、*et disce pati.* (そして耐えることを学べ) と記されている。
- 29 *Concordia res parvae crescunt.* Ludwig Elzevier.
小さなものも、力を合せれば大きくなる。 ④93。⑤51。
- * *confer (cf.)*
比較せよ。 網要 36。
- 30 *Consensio omnium gentium lex naturae putanda est.*
諸国民の意見が一致するものが、自然法と考えらるべきである。 ⑩C66。
- 31 *Consentire videtur, qui longo tempore patitur.*
長期間甘受している者は、同意したものとされる。 ⑩C69。本稿 160。
- 32 *Consili non fraudulentum nulla obligatio.*
善意の忠告からは、如何なる拘束力も生じない。 ⑩C70。
- 33 *Constat ad salutem civium inventas esse leges.*
諸法律が人々の幸せのためを考えていることは、自明である。 ⑩C71。

- 34 *Constitutio respicit futura et non praeterita.*
立法は、将来を見て、過去を見ない。 ⑩C72。
週及的立法は、一般に認められない。
- 35 *Consuetudo altera natura (est).*
習慣は、第二の天性である。 ④98。⑥C21。
- 36 *Consuetudo est optima legum interpres.*
習慣は、法律の最高の判断者である。 ②C148。⑩C74。
- 37 *Contractus ab initio voluntatis est, ex post facto necessitatis.*
Codex Justiniani.
契約は、まず自由意思によるものだが、次は必然である。 ②C177。⑩C78。
契約の締結は自由だが、その履行は自由ではない。
- 38 *Contractus ex conventionem legem accipere dinoscuntur.* Liber Sextus.
契約は、周知のように、合意された法である。 ②C179。⑩C79。
- 39 *Contractus vis omnis in conclusione consistit.*
契約の全部の力は、その締結の中にある。 ②C181。⑩C80。
- 40 *Contraheutes sub conditione impossibili nihil agere voluisse existimantur.*
不可能な条件の下に契約を締結した者は、明らかに、その不実現を望んだと思われる。 ②C182。⑩C82。
- 41 *Contra scriptum testimonium non scriptum testimonium non fertur.*
文書による証明に対して、文書によらない証明は、価値が無い。 ⑩C86。
Expressum facit cessare tacitum. (書かれたものは、不文の釈明を斥ける)ともされる。
- 42 *Contra vim non valet jus.*
権力に対して、法律は無力である。 ⑩C88。
- 43 *Conventio est lex.* Tacitus. Annales.
合意は、法律である。 ⑩C91。
Consensus facit legem. (合意は、法律を作る②C128)もある。
- 44 *Corruptissima res publica plurimae leges.*
国家が墮落しているほど、法律は数多い。 ④103。⑥C31。
畑打つや、法三章の札の下。

- 45 *Creditor posterior in prioris creditoris locum succedit.* Marcianus.
新しい債権者は、旧債権者の地位を承継する。 ②C199。⑩C96。
- 46 *Crimina morte extinguuntur.*
犯罪は、死亡によって消滅する。 ①I-31。②C203。⑩C98。
Extinguitur crimen mortalitate. (死は、罪を消し去る) ともされる。
- 47 *Cui licet quod est plus.*
多くのことが出来る者は、より少ないことも決められる。 ⑩C103。
- 48 *Cujus est dare, ejus est disponere.* Wingate. Maxims.
権限を与えうる者は、それを処分する権限も持つ。 ②C221。⑩C108。
- 49 *Cui placet obliviscitur, cui dolet meminit.* Cicero.
喜びは忘れ去られ、悲しみは何時までも残る。 ④111。⑤56。
- 50 *Cum tacent, clamant.* Cicero.
彼等が沈黙しているとき、彼等は絶叫しているのだ。 ⑤58。⑥C47。
- 51 *Curae leves loquuntur, ingentes stupent.*
軽い不安は語り、大きな不安は沈黙する。 ⑤59。

【D】

- 1 *Damnum quod quis sua culpa sentit, sibi debet, non aliis imputare.* Liber Sextus.
自分自身に帰すべき損害は、自分で負わねばならず、他人に負わせてはならない。 ②D2。⑩D2。
- 2 *Damnum sine injuria esse potest.* Halkerston.
損害は、不法なしにも、成立する。 ②D5。④122。⑩D3。
- 3 *Dans et retinens nihil dat.* Paulus.
与えたが、まだ持っている者は、与えたことにならない。 ②D6。⑩D4。
- 4 *Date et dabitur vobis.* Vulgate.
与えよ、さらば与えられん。 ⑤62。
- 5 *Debitoris mei debitor non est meus debitor.*
私の債務者の債務者は、私の債務者ではない。 ⑩D9。

- 6 Debitor sui ipsius nemo esse potest.
何人も、自分自身の債務者にはなりえない。 ⑩D12.
- * de facto. / de jure.
事実上。 / 法律上。 ⑧236.
- 7 Deficiente uno sanguine non potest esse heres.
血のつながりが無ければ、遺産は受けられない。 ⑩D17.
- 8 De internis non judicat praetor.
内心の過程については、どの裁判官も判決しない。 ⑩D19.
- * de lege ferenda. / de lege lata.
制定されるべき法。 / 制定されている法（現行法）。
両方対置して使われることが多い。legeはlex（法）の奪格。前にde（～について）があるので、奪格になる。ferendaは、運ばれるべき、制定さるべき。全体として「制定されるべき法についての（問題である）」となる。lataは過去分詞で、置かれた：制定されたで、「制定された法についての（問題である）」となる。主格のときは、lex ferenda、lex lata.となる。
- 9 Delicta parentum liberis non nocent.
親が行った不法は、子を傷つけない。 ⑩D22.
- 10 Delictum iteratum gravius est.
繰返された不法は、より重い。 ⑩D23.
- 11 De minimis non curat lex.
些細なことを、法は気かけない。 Bacon. ④131. ⑩D26.
このlexの代りに、praetor、eminister、exesimも用いられる。De minimis lex non curat. (③375) とも書かれる。
- 12 Depositum est reddendum.
寄託されたものは、もとへ返さねばならない。
Deposita sunt reddenda.ともされる。
- 13 Derivativa potestas non potest esse major primitiva.
由来した権力は、その元の権力より大きくはありえない。 Noy-Wing. ②D53. ④135. ⑩D29.
- 14 De smilibus idem est iudicium.
同様の場合には、同様に決めらるべきである。 ⑩D31.

- 15 *Dies a quo non computatur.* Paulus.
最初の日は、数えられない。 ②D61。④142。⑩D34。
- 16 *Dies offert pro homine.*
期日は、人間の代りに、手を差出す。 ②D69。③375。⑩D41。
- 17 *Dignitas delictum auget.*
高い地位は、犯罪（不法行為）をより悪くする。 ⑩D43。
- 18 *Disciplina militaris potest exerceri diebus festivis.*
兵士や警察官は、休日にも行動する。 ⑩D47。
- 19 *Divide et impera.* Louis XI.
分割して統治せよ。 ②D92。④151。⑥D22。
- 20 *Dolus non praesumitur.* Ulpianus.
故意は、推定されるべきではない。 ②D109。⑩D56。
- 21 *Domina omnium et regina ratio est.*
理性は、万物の女王である。 ⑤75。
- 22 *Dominus membrorum suorum nemo videtur.*
何人も、自分の手足の所有者であるとは思われない。 ⑩D64。
- 23 *Dominus soli est dominus coeli et inferorum.*
土地所有者は、その土地の上空や地中の所有者である。 ⑩D65。
Cujus est solum, ejus est usque ad coelum. (土地の帰属者に、土地は天まで属している)、*Cujus est solum, ejus est usque ad caelum et ad inferos.* (~天から地の底まで属している③375) とされた。
- 24 *Dona clandestina sunt semper suspiciosa.* Codex Justiniani.
ひそかな贈物は、常に、胡散臭い。 ②D122。④157。⑩D67。
- 25 *Dana nobis pacem.*
我々に、平和を与えよ。 ⑥D25。
- 26 *Dormiunt aliquando leges, numquam moriuntur.* Institutiones.
法が時折眠ったとしても、死にはしない。 ②D132。③375。④158。⑩D72。

- 27 *Do ut des, do ut facias.* Paulus.
 私が与えれば君もくれる。私が与えれば君もする。 ④158。⑩D73。
de は、*dare* (与える) の一人称単数。*ut* は、目的を示し、*des* は接続法第1変化2人称「君が与えるだろう」。*facias* は、接続法第3変化2人称「君がしてくれるだろう」。*Do ne des, de ne facias.* ともいう。
- 28 *Dulce bellum inexpertis.* Erasum. Adg. Pindaros.
 戦争は (それを経験しない人々にとっては) 甘美である。 ④160。⑥D30。
- 29 *Dum spiro spero.*
 生きている限り希望を持つ。 ④162。⑦47。
 アメリカ South Carolina 州の標語である。
- 30 *Dura lex, sed lex.* Ulpianus.
 厳しい法も、法である。 ①I-18。②D144。④164。⑥D45。⑩D77。
lex は女性なので、*dura* (きびしい) も女性形をとっている。*sad* は、されど。

【E】

- 1 *Eadem vis est taciti atque expressi consensus.*
 暗黙の同意も、明示の同意も、同じ効果を持つ。 ④165。⑩E2。
- 2 *Ejus nulla culpa est, cui parere necesse sit.* Digesta. Paulus.
 従わねばならぬ者には、責任は無い。 ②E30。④171。⑩E16。
- 3 *Emtio tollit locatum.* Gaius.
 売買は、賃貸を破る。 ②E38。⑩E21。
 現在では、賃借人保護の諸法律によって、この原則は適用されない。
- 4 *Eodem modo quo quid constituitur, eodem modo destruitur.* Coke.
 作られたと同じ方法で、壊される。 ④173。⑩E24。
- 5 *Errans non fatetur.* Ulpianus.
 誤った者は、それを認めようとしない。 ②E48。⑩E25。
- 6 *Erranti est ignoscendum.* Marcianus.
 誤った者は、許さるべきである。 ②E49。⑩E26。
ignoscendum は受動形 (赦されてあるべきだ)、つまり罰すべきではない。
- 7 *Est res publica res populi.*
 国家は、国民のものである。 ⑤92。

- 8 *Et arma et verba vulnerant.*
武器も言葉も、人を傷つける。 ⑤93。⑥E10。
- 9 *Et non facere facere est.*
不作為も、行為である。 Paulus.
②E70。⑩E34。
- 10 *Exceptio firmat regulam (in casibus non exceptis).*
例外は、法規を強固にする (例外とされぬ場合に)。 ⑩E40。
- 11 *Executio juris non habet injuriam.*
法の執行は、不法ではない。 ⑩E50。
- 12 *Exempla docent, non jubent.*
口で教えるよりも、身で示せ。 ⑤94。⑥E20。
- 13 *Ex injuria jus non oritur.*
不法からは、如何なる権利も生じない。 ②E83。⑩E54。
- 14 *Exitus acta probat.*
結果によって行為が判断される。 Ovidius. Heroides.
④194。⑥E21。⑩E55。
- 15 *Ex nihilo nihil (fit).*
無からは無にしかならない (有にはならない)。 ②E90。④194。⑤95。⑩E59。
De nihilo nihil (Lucretius) もある。 Boethius. Lucretius.
- 16 *Expedit rei publicae, ut finis sit litium.*
法的紛争をやめることは、公の福祉に役立つ。 ⑩E63。
- * *Ex rei nature.*
事物の本性から。
物事には「事物の本性」から出てくる効果と、ex pacto「契約によって」はじめて生ずる効果とがある。reiは、「物」の属格。
- 17 *Extensio admittenda (est) in materia favorabili, non vero in odiosa.*
Suarez.
喜ばしいもの場合は、拡張が認められるべきだが、不快なもの場合には、認められるべきではない。
- 【F】
- 1 *Facientes et consentientes pari poena plectuntur.*
実行者と共謀者は、同様に罰せられる。 Damasus.
②F1。⑩F1。

- 2 *Facilius iudex quam testis rejicitur.*
裁判官は、証人よりも容易に拒否される。 ②F3. ⑩F2.
- 3 *Facta non praesumuntur, sed probantur.*
事実は、推定されず、証明さるべきである。 ⑩F3.
- 4 *Facta, non verba.*
言葉ではなく、行為だ。 ④202. ⑥F5.
- 5 *Facum iudicis factum partis.*
裁判官は、当事者によって行為する。 ②F14. ⑩F7.
裁判官は、当事者の出願によって判決するもので、自主的にするのではない。
- 6 *Factum tutoris factum pupilli.*
後見人の行為は、被後見人の行為である。 ②F22. ⑩F11.
- 7 *Fallaces sunt rerum species.*
物事の外觀は、偽りに満ちている。 ④203. ⑤98.
- 8 *Falsus in uno, falsus in omnibus.* Javolenus.
一つの点で嘘をつけば、全ての点で嘘になる。 ②F30. ④204. ⑥F8. ⑩F16.
- 9 *Fama volat.* Vergil. Aenis.
噂は、飛ぶ。 ④205. ⑤99. ⑥F10.
Rumores volant.とも書かれる (⑥R17)。
- 10 *Favorabiliores rei potus quam actors habentur.*
主張する人よりも、主張される人のほうが好意的に見られる。
- 11 *Favores amplexandi, odia restringenda.* Jenkin.
好都合なことは広く、不都合なことは狭く解釈さるべきである。 ②F38. ⑩F19.
- 12 *Felonia implicatur in qualibet prodicione.* Coke.
どのような背信も重罪である。 ②F41. ⑩F20.
古くは、背信というのは、最も重大な犯罪と考えられていた。
- 13 *Femina est finis familiae.*
女性は、家族の終りである。 ②F42. ⑩F22.
男子相続制度の下では、男子の跡継がないと、家は断絶した。

- 14 **Festina lente!** Suetonius. Augustus.
ゆっくり急げ。 ④210. ⑤101. ⑥F15. ⑦199.
- 15 **Fiat justitia et pereat mundus.** Ferdinand. Augustinus.
正義は行わるべし、世界は亡ぶとも。 ②F50. ⑥F16. ⑩F23.
fiat は、「なされるように」(接続法。もし直説法なら、fit になる)。pereat (亡びる)。
Fiat justitia, ruat caelum. (～天が崩るとも)もある。それに対して、Fiat justitia ne
pereat mundus. (世界が亡びないように、正義は行わるべし) だとする考えもある。
- 16 **Fictio cessat, ubi veritas locum habere potest.**
真実があるところ、虚構は止む。 ②F55. ⑩F24.
- 17 **Fides bona contraria est fraudi et dolo.** Paulus.
誠実と信義は、詐欺と悪巧みの反対である。 ②F65. ⑩F30.
- 18 **Filiatio non potest probari.** Coke-Littell.
(父の) 血統は、証明されえない。 ②F71. ④215. ⑩F33.
母親は出産によって明白だが、父親は不確かだった。Pater semper incertus. (父親
は、常に不確かである)とさえ言われた。尤も現在では、遺伝子による確認も出来る
ようになった。Mater semper certa est, pater est, qrem nuptiae demonstrant. (母
親は常に確かだが、父親は、結婚がそれを証明する)。Pater is est, quem nuptiae
demonstrat. (婚姻の示すものが父である。Paulus. ①I-36. ③378)。is は「そのもの」
指示代名詞。nuptiae が「婚姻」。
- 19 **Fiscus semper locuples (solvendo).** Ulpianus. Salvendo.
国家は、常に裕福である。 ②F83. ⑩F40.
原則として、国には常に支払い能力がある (とされている)。
- 20 **Fit via vi.** Vergioius. Aeneis.
道は、力によって作られる。 ④214. ⑤103.
- 21 **Flumina et portus publica sunt.** Institutiones.
川と港は、公共のものである。 ②F85. ④218. ⑩F42.
- 22 **Forma regiminis mutata non mutatur ipsa civitas.**
統治形態が変わっても、国家自身は変わらない。 ②F90. ③376. ⑩F45.
国際法的には、政府承認の問題である。
- 23 **Fortes Fortuna adjuvat.** Terentiusce.
幸運の女神は、強者を助ける。 ⑥F24. ⑦72.

- 24 *Fortior est custodia legis quam hominis.* Rolle.
法律による保護は、人間による保護よりも強力である。
③776。④221。⑩F46。
- 25 *Fortiter in re, suaviter in modo.* Claudio. Aquaviva.
事柄において勇敢に、態度において柔和に。
- 26 *Fraus et jus numquam cohabitant.* Wing.
詐欺と法は、両立しない。②F100。④228。⑩F50。
- 27 *Frustra impletur defecta semel conditio.*
一度抜落ちた条件は、もはや満たされない。⑩F58。
- 28 *Frustra legis auxilium quaerit, qui in legem committit.* Hale.
法に違反した者が、法の助けを求めても空しい。④229。⑩F59。
- 29 *Frustra sibi fidem quis postulat ab eo servari, cui fidem a se
praestitam servare recusat.*
沈黙を断る者は、沈黙を求めることも出来ない。⑩F62。
- 30 *Fugit irreparabile tempus.*
時は逃げ去り、再び取戻せない。⑤111。本稿H8。

【G】

- 1 *Geminat peccatum, quem delicti non pudet.* Publilius Syrus.
犯行を恥じない者は、二回罪を犯したことになる。②G1。④234。⑩G1。
- 2 *Generalia specialibus non derogant.* Jenkin.
一般（的なもの）は、特別（なもの）を排除しない。②G9。⑩G2。
- 3 *Generi per speciem derogatur.* Liber Sextus.
一般は特別によって止揚される。②G15。⑩G6。本稿L23。
Mandatum speciale derogat generali.（特別の任務は一般的任務に優先する）とされる。
- 4 *Gradatim est appellandum.* Damasus.
審級制度が設けられるべきである。②G19。⑩G8。
- 5 *Gratus esse debet, qui beneficium accepit.* Cicero.
恩恵を受けた者は感謝すべきである。②G25。⑩G12。

- 6 **Graviores culpa gravior poena.**
罪が重いほど、罰も重い。 ②G27。⑩G13。
- 7 **Gutta cavat lapidem non vi sed saepe cadendo.** Ovidius. Gariopontus.
点滴岩を穿つ。 ④241。⑤115。⑥G8。

【H】

- * **habeas corpus.**
人身保護令状。 網要10。
habeas は habeo (自由にする) の接続法。corpus は身体 *n*。
- 1 **Habemus optimum testem confitentem reum.**
最良の証人は、自白した原告ないし被告である。 ⑩H1。
Nulla fortior probatio, quam confessio partis. (当事者の自白ほど強力な証明は無い) も同旨。
- 2 **Habilis ad nuptias habilis ad pacta nuptialia.** Paulus.
結婚適齢は、婚約適齢でもある。 ②H3。⑩H2。
- 3 **Hic Rhodus, hic salta (saltus)!** Aesopus Fabulae.
ここがロードスだ、ここで跳べ。 ④254。⑥H6。
イソップ童話にある話。遠くの地で大跳躍をしたと自慢した男に、「ここがロードスなのだからここで跳んで見せろ」と実演を求めた。「～ここで踊れ」との訳もあるが、salta は salio (跳ぶ) の命令法単数現在で、形が salto (踊る) に似ているので混同されたのかと思われる。
- 4 **Homines, dum docent, discunt.** Seneca.
人々は、教えている間に、学ぶ。 ④260。
- 5 **Hominum causa omne jus constitutum est.** Hermogenianus.
すべての法は、人間のために定めてある。 ②H33。⑩H16。
- 6 **Homo est animal rational.** Aristoteles. Seneca.
人間は、理性的な動物である。
Homo est social animal. (社会的な～ Pascal) もある。Pascal の L' homme est un roseau pensant. を連想させる。
- 7 **Homo homini lupus.** Plautus. Asinaria.
人間は、人間にとって、狼である。 ④261。⑥H14。⑦153。

- 8 *Hora fugit.*
時は、逃げ去る。 ④266。⑤122。本稿 F30。
Hora ruit. (駆け去る) とも言う。

- 9 *Humanum amare est, humanum autem ignoscere est.* Plautus.
愛することは、人間の特徴であり、赦すことも人間の特徴である。 ④269。

【I, J】

- 1 *Ibi sit poena, ubi et noxa.* Codex Justiniani.
刑罰あるところに、加害行為もある。 ②I3。⑩I2。本稿 P15。
noxa (加害行為・損害 *f.*)。
- 2 *Idem est non esse et non apparere.* Jenkin.
証明しないことと、無いことは、同じである。 ②I18。⑩I4。
- 3 *Idem est non esse et non significari.*
知らされないということは、それが無いことと同じである。 ②I18。⑩I5
- 4 *Id, quod actum fuit, sequi debemus.*
意図したことには、従わなければならない。 ⑩I8。
- 5 *Ignorantia facti, non juris excusat.* Ulpianus.
事実の不知は許されるが、法律の不知は許されない。 ②I31。⑩I10。
Ignorantia juris neminem. (法の不知は言い訳にならない) ともされる。*Ignorantia legis neminem excusat.* (法律の不知は有恕されない③376) も同様。*Juris ignorantia nocet, facti non nocet.* ともされる。
- 6 *Imago animi sermo est.*
言葉は、心を写す。 ④278。⑤126。
- 7 *Imperitia culpa adnumeratur.* Digesta. Gaius.
経験不足は、過失に数えられる。 ②I50。⑩I19。
- 8 *Impossibilium nulla obligatio.* Digesta. Celsus.
不可能なことについては、如何なる義務も無い。 ②I56。④282。⑩I22。
- 9 *In ambiguis orationibus maxime sententia spectanda est ejus, qui eas protulisset.* Digesta. Marcianus.
曖昧な文章については、先ずそれを書いた人の意見が考慮されるべきだ。
②I70。④284。⑩I30。

- 10 *In argumentum trahi nequeunt, quae propter necessitatem aliquando sunt concessa.*
緊急事態の時に許されたことは、先例にはならない。 ②I74。⑩I33。
- 11 *In casu extremae necessitatis omnia sunt communia.*
本当に困った時は、皆一緒だ。 ②I76。⑩I34。
- 12 *Incendia plerumque fiunt culpa inhabitantium.*
火災は、多くの場合、住人の責任から生ずる。 ⑩I36。
- 13 *Incerta pro nullis habentur.* Davi.
不確かなものは、無いようなものだ。 ⑩I37。
- 14 *Incipe. Dimidium est facti coepisse.*
先ず始めよ。始めたことが、ことの半分だ。 ⑤I31。
- 15 *Inclusio unius exclusio alterius.* Coke.
あるものを含めることは、他のものの除外を意味する。 ④287。⑩I41。
- 16 *In contractibus tracite insunt, quae sunt moris et consuetudinis.*
契約の中には（書かれていなくても前提として）しきたりや慣習が含まれている。 ②I85。④288。⑩I43。
- 17 *In conventionibus contrahentium voluntas potius quam verba spectanda sunt.* Papinianus.
契約では、文面よりも、その真意が考慮さるべきだ。 ②I88。④288。⑩I45。
spectanda sunt を、*spectari placuit* としているものもある。
- 18 *Incorporalia bello non aquiruntur.*
実質的権利は、戦闘によっては取得されない。 ⑩I46。
戦争の場合、領土などの実質的権利は、平和条約によってはじめて移転するのであり、それまでは、暫定的支配にすぎない。
- 19 *In criminalibus probationes debent esse luce clariores.* Institutiones.
刑罰を科するには、明白な証拠がなければならない。 ②I89。④288。⑩I47。
- 20 *In dubiis abstine.*
疑わしい場合には、棄権せよ。 ②I93。⑩I52。
相続財産が負債超過の疑いがあるような場合は、相続放棄するのが賢明？

- 21 *In dubiis benigniora.* Gaius.
疑わしい場合には、好意的であれ。 ②I94。⑩I53。
Quilibet praesumitur bonus, usque dum probetur. (疑わしい場合には、反対が証明されるまでは良いことなのだ)。
- 22 *In dubio minus.*
疑わしい場合には、少なく。 ②II05。⑩I58。
In dubio mitius. (疑わしい場合には、柔らかく③376) ともされる。*In dubio pars mitior est sequenda.* も、同旨である。
- 23 *In dubio pro libertate.* Pomponius.
疑わしい場合には、より自由に。 ②II08。⑩I60。
In dubio pro reo (indicaandum est). (疑わしい場合には、被告のために①I-41。③376。④291。(有利に))。 *In dubio simper id, quod minus est, debetur.* (疑わしい場合には少額を) などもある。*In dubiis prudenter, in certis fortissime.* (Chelius. 疑わしい時は慎重に、確かな時は勇敢に④291) もある。
- 24 *In eo, quod plus sit, semper inest et minus.* Digesta.
大は、小を兼ねる。 ④202。⑩I64。
- 25 *In finita aestimatio est libertatis et necessitudinis.*
自由と家族は、金では買えない。 ⑩I67。
- 26 *In finitum in jure reprobatur.* Coke.
無限ということは、法においては認められない。 ④294。⑩I68。
- 27 *Infirmitati, non calliditati mulierum consultum est.*
女性の弱さは保護されるが、女性のずるさは保護されない。 ⑩I70。
- 28 *Iniquitati proxima est severitas.*
厳格さは、不正に近い。 ⑩I76。
- 29 *Initium sapientiae cognitio sui ipsius.*
自分自身を知ることが、智恵の始まりである。 ⑤132。
- 30 *In judicando criminosa est celeritas.* Publilius Syrus.
裁判で、急ぐのは禁物である。 ②II28。④300。⑩I77。
- 31 *In judiciis non est acceptio personarum habenda.* Liber Sextus.
法廷では、個人の評判は考慮されない。 ②II30。⑩I78。

- 32 *In iudicio non creditur nisi juratis.* Croke.
訴訟においては、宣誓だけが信じられる。 ②I131。④300。⑩I79。
- 33 *Injuria illata iudici videtur ipsi regi illata.* Institutiones.
裁判官に加えられた侮辱は、王自身に加えられたものである。 ④300。⑩I81。
- 34 *Injuriam ipse facias, ubi non vindices.* Publilius Syrus.
不法を見逃せば、自身が不法を犯すことになる。 ④300。⑩I82。
- 35 *Injuria non excusat injuriam.*
不法は不法を免責しない。 ⑩I83。
蒙った不法に対して復讐として不法を行っても、それは免責されない。
- 36 *Injuria non praesumitur.* Publilius Syrus.
違法性は、推定されない。 ③376。⑩I84。
- 37 *Injuriarum remedium est oblivio.*
不正の治療は、忘却である。 ④300。⑥I17。
- 38 *Iniqua nunquam regna perpetuo manent.* Seneca.
厳しい支配者は、長く君臨しない。 ⑥I19。
- 39 *In legibus magis simplicitas quam difficultas placet.* Institutiones.
法規においては、単純が複雑よりも良い。 ②I134。⑩I86。本稿L4。
- 40 *In parvulis nulla deprehenditur culpa.* Marcianus.
小さな子どもには、責任が無い。 ②I158。⑩I95。
- 41 *In poenam heres non succedit.* Marcellus.
刑罰は、相続されない。 ②I161。⑩I96。
- 42 *In praeteritum non vivitur.* Gothofredus.
過去のために、人は生きない。 ②I167。⑩I100。
- 43 *In re communi potior est conditio prohibentis.* Liber Sextus.
共有においては、拒むほうが強力である。 ②I173。⑩I101。
In re potior est causa prohibentis. (同権では、拒む者が強力である)ともされる。
- 44 *In societatis contractibus fides exuberat.*
社会契約においては、あらゆる面で、誠実と信義が働いている。 ⑩I105。

- 45 *Insolita suspicionem arguunt.*
異例なことは、疑惑のもとである。 ②I251. ⑩I106.
- 46 *Intentio caeca mala.*
隠された意図は、良くない。 Bulstrode.
②I256. ⑩I111.
- 47 *Intentio in mente retenta nihil operatur.*
隠された意図は、何も生じさせない。 ⑩I112.
民法第93条参照、心裡留保。
- 48 *Inter arma silent leges.*
戦いの間は、法は黙る。 ②I261. ⑩I114.
In armis (in bello) silent legis. Silent (enim) leges inter arma. (Cicero. ⑥S29) とも書かれる。戦争や内乱のような緊急事態の場合には、平時法の効力が一時停止されることがあり、平時条約も一部効力を停止される。*Inter arma silent Musae.* (戦いの間、芸術の女神は黙る)もある。
- 49 *Inter arma calitas.*
戦争の場合にも、博愛を。
国際赤十字の標語である。
- 50 *Inter errantem et partientem nulla est dubitatio.*
誤解と我慢とは、明白に区別できる。 ②I263. ⑩I116.
dubitatio (不確定 *f*)。
- 51 *In toto et pars continetur.*
全体の中には、部分が含まれる。 ④316. ⑩I129.
- 52 *Inveterata consuetude pro lege custoditur.*
古い慣習は、法律と同様である。 ⑩I131.
- 53 *In vino veritas.*
酒の中に、真実がある。 Erasmus.
④320. ⑤137. ⑥I39.
つまり、お酒を飲むと本心が語られる。しかし、*Sapientia vino obumbratur.* (Plinius Major.) (叡智は、酒によって暗まされる)ともされる。
- 54 *Inviti negotia non geruntur.*
意思に反しては、どのような仕事も行われぬ。 ②I290. ⑩I133.
invitus (意に反して、与格)。 *negotium* (仕事 *n*)。
- 55 *Invitus procuracionem suscipere nemo cogitur.*
意思に反して、代理を引受けさせられるとは考えられない。 Codex Justiniani.
②I295. ⑩I138.

- 56 *Jocus consensui adversatur.* Paulus.
冗談と承諾は、相容れない。 ②J1. ⑩I139.
- * *ipso facto. / ipso jure.*
その事実そのものによって。 / 法律上当然に。 ⑧471. ⑨96. 綱要 11.
- 57 *Ira est initium insaniae.* Horatius. Ennius.
怒りは、狂気の始まりである。 ⑦7。
Ira furor brevis est. (怒りは短い狂気である。Horace.) もある。
- 58 *Irrelevantia ad probationem non admittuntur.*
無関係なことは、証拠にならない。 ②I298. ⑩I141.
- 59 *Is damnum dat, qui jubet dare.* Paulus.
損害を与えるように指示した者が、損害を与えたのだ。 ②I299. ⑩I142.
- 60 *Is, qui tacet, non fatetur (sed nec utique negare videtur).*
黙っている者は認めていない (だが、拒絶しているわけでもない)。
②I303. ⑩I146. 本稿 C31。
しかし *Qui tacet, consentire videtur (ubi loqui potuit et debuit).* (沈黙は、同意と思われる (彼が、発言でき、またすべき場合には)。 *Ex scientia praesumitur consensus.* (知っていて黙っていれば、同意が推定される)、 *Qui tacet consentire videtur, ubi tractatur de ejus commodo.* (黙っている者は、その利益が問題となるときは、同意と認められる)。 *Qui tacet, non utique fatetur: sed tamen verum est eom non negare.* (黙っている者が必ずしも認めているとは限らないが、やはり彼は否定しないというのが正しい。 *Ulpianus.* ①II-211)。さらに、 *Qui tacet, consentire videtur.* (黙っていれば、同意のように見える。 ③379)、 *Qui tacet, consentit.* (沈黙は、同意) さえある (⑥Q27, 32)。逆に、 *Silentium non est consensus, nisi lex loqui jubet.* (沈黙は同意ではない。もし、法律が発言を求めているならば)。また、 *Saepe tacens vocem verbaque vultus habet.* (黙っていても、顔が声と言葉を持っている (目は口ほどに物を言い) ⑥685. ⑦196) がある。
- 61 *Judex est lex loquens.* Coke.
裁判官は、法律の口である。 ②J7. ⑩I148.
- 62 *Judex extra territorium est privatus.* Codex Justiniani.
裁判官は、裁判所の外では、私人である。 ②J8. ⑩I149.
- 63 *Judex non communicat officium suum nisi imploratus.*
裁判官は、求められた時にだけ働く。 ②J10. ⑩I151.

- 64 *Judex non debet lege clementior esse.*
裁判官は、法律よりもマイルドであってはならない。 ②J11。⑩I152。
- 65 *Judicatum titulus est optimus.*
判決は、最良の執行名義である。 ②J19。⑩I155。
- 66 *Judices non tenentur exprimere causam sententiae suae.* Jenk.
裁判官は、弁解せず。 ④331。⑩I156。
- 67 *Judici officium suum excedenti non paretur.* Jenk.
権限を逸脱した裁判官には従えない。 ②J23。④331。⑩I161。
- 68 *Judicis est jus dicere, non dare.* Lofft.
裁判官の任務は、法を語ることであり、法を与えることではない。
③376。④331。⑩I162。
Praetir jus dicere potest, facere non potest. (裁判所は、法を語るが、法を作らない)も同旨。
- 69 *Jura non possidentur, sed quasi possidentur.*
権利は、持たれているのではなく、いわば仮に持たれているようなものだ。
②J50。⑩I166。
- 70 *Jura novit curia.*
法律は、裁判所に知られている。 ②J51。⑩I167。
- 71 *Jura publica anteferenda privatis.* Coke-Littell.
公権は私権に優先さすべきである。 ②J53。④334。⑩I169。
- 72 *Juris praecepta sunt haec: honeste vivere, alterum non laedere, suum cuique tribuere.* Pseudo-Ulpianus.
法の命ずることは、正しく生き、他人を害せず、そして、各人に彼のものを与えることである。 ①I-2。②J69。④336。⑩I177。
praecepta (一般法を示す *lex* に対して、具体的な命令。 *n* 複数)。 *haec* は「次の通り」。 *honeste* は (正しく: 副詞)。 *vivere* (生きること) の *re* は不定法で、*tribuere* (与える) の *re* も同様、動詞を名詞化した形。 *alterum* (他人を)。 *suum* (自分のもの)。 *cuique* (各人に)。
- * *jus ad bellum. / jus in bello.*
戦争に関する法。 / 交戦法規。
広義の戦争法は、不戦条約や集団保障など戦争自体に関するものと、戦争が開始された後、戦時中の交戦手段の制限や傷病者保護・赤十字などについての交戦法規に分かれる。 *bellum* は対格、*bello* は奪格。

* *jus cogens.*

強行法規。

綱要 18。

従来、国際法は、条約によって当事国が拘束しあう合意法規を中心に考えられていたが、条約法条約の審議に関連して、当事国の意思・合意を超えて国家が拘束される上位法の存在が自覚されるようになり、ユス・コーゲンスと呼ばれるようになった。

73 *Jus est ars boni et aequi.*

法は、善と衡平の術である。

Ulpianus. Celsus.

①I-1. ②J82. ④336. ⑩I180.

jus (法) は、*lex* とは語源が異なり、サンスクリットの「YU」(結ぶ、縛る)の意味から来ていると言われる。*iustitia* は、その抽象的な名詞。

74 *Jus ex facto oritur.*

法は、事実から生ずる。

②J87. ⑩I181.

* *jua gentium.*

万民法。

⑨97.

ローマでローマ市民に適用された *jus civile* (市民法) に対して、ローマが支配したその他の諸部族に適用される慣習法などを基盤とした法で、後にヨーロッパ諸国に適用される国際法を意味するようになった。*law of nations*, *droit de gens*, *Völkerrecht* などはその訳である。しかし国家の主権化を反映し、国家間の法を *jus inter gentes* と呼ぶようになり、その訳が *international law* である。

75 *Jus naturae est immutabile.*

自然法は、不変である。

②J90. ⑩I182.

76 *Jus posterius derogat priori.*

後法は前法を覆す。

②J97. ⑩I186.

Lex posterior derogat (legi) priori. とも書き、*Priores leges ad posteriores trahunter.* (前法は、後法に替わられる)、*Leges posteriores priores contrarias abrogant.* (後法は、それと矛盾する前法を廃する) ともされる。但し、*Lex posterior generalis non derogat priori speciali.* (後の一般法は、前の特別法を廃止しない)。

77 *Justitia cernitur in suum cuique tribuendo.*

各人に彼のものが与えられれば、正義は実現する。

②J111. ⑩I192.

78 *Justitia erga inferiores est verissima.*

社会的弱者に対する正義は、真の正義である。

②J112. ⑩I194.

79 *Justitia est fundamentum regnorum.*

正義は、国家の基礎である。

②J114. ⑩I196.

【L】

- 1 *Lata sententia iudex desinit esse iudex.* Ulpianus.
判決を言い渡せば、裁判官の職務は終る。 ②L2。⑩L1。
- 2 *Legatus regis vice fungitur, a quo destinatur.*
外交使節は、彼を派遣した元首を代理する。 ④348。⑩L2。
- 3 *Leges a victoribus dicuntur, accipiuntur a victis.* Curtius.
法は、勝利者によって定められ、敗者によって受入れられる。
②L11。④348。
leges は、lex (法) の複数主格。複数形は、legum (属格)、legibus (与格)、leges (対格)、legibus (奪格) と変化する。単数形の変化は、本稿 A5 参照。
- 4 *Leges breves esse oportet (quo facilius teneantur).*
法律は、簡潔でなければならない (それによってより良く理解される)。
②L17。⑩L5。本稿 B16、I39。
- * *leges scriptae.*
成文法。
文字に書かれた法典。これに対して、文字に書かれていない慣習法を、leges non scriptae という。
- * *lex actus.*
行為地法。 ⑧51。
これ以外に、lex fori (法廷地法)、lex loci (contractus) (契約締結地法)、lex loci delicti (不法行為地法)、lex loci solutionis (履行地法)、lex situs (目的物所在地法) などもある。
- 5 *Legibus, non exemplis iudicandum.*
先例によってではなく、法典によって判決されるべきである。 ⑩L8
- 6 *Legis virtus haec est, imperare, vetare, permittere, punire.* Suarez.
法の力は、命令、禁止、許可、処罰である。
- 7 *Legum corrector usus.*
経験が、諸法律を正す。 ②L42。⑩L10。
- 8 *Lepores duo qui insequitur, is neutrum capit.* Publius Syrus.
二兎を追う者は、一兎をも得ず。 ④351。⑦151。
Lepores duos insequens neutrum capit. とも書かれる。

- 9 Lex est dictamen rationis. Jenk.
法は、理性の声である。 ②L60。④352。⑩L15。
- 10 Lex est exercitus iudicum tutissimus ductor.
法律は、裁判官が仕事をする上で、最も確かな先達である。 ④351。⑩L16。
- 11 Lex est quaedam rationis ordinatio ad bonum commue, et ab eo qui curam communitatis habet, promulgata. Thomas Aquinas.
法は、共同体の責任者によって公布され、共通の善を目指した、理性の秩序づけである。
quaedam は不定形容詞。ad は「～を目的とする」。eo 「そこへ」。curam は「世話する者」。promulgata 「公布された（過去分詞）」。
- 12 Lex injusta non est lex. Suarez.
悪法は、法に非ず。 ②L70。⑩L21。本稿 D30。
- 13 Lex jubeat, non disputet.
法律は、命ずべきであり、論じてはならない。 ②L73。⑩L24。
- 14 Lex moneat, non debeat.
法律は、強制的に命ずべきで、教えではない。 ②L77。⑩L26。
- 15 Lex non debet deficere conquerentibus in justitia exhibenda. Coke-Littell.
法は、法的保護を求めている者を見捨ててはならない。 ②L90。④353。⑩L32。
- 16 Lex non debet esse lubibrio. Bartolus.
法は、嘲笑されてはならない。 ②L91。⑩L33。
- 17 Lex non distinguit.
法は、差別しない。 ②L93。⑩L34。
- 18 Lex non obligat nisi promulgata.
法律は、公布された場合にのみ、拘束力がある。 ⑩L37
Lex non promulgata non obligat. (公布されぬ法律は拘束力が無い)。ローマ法では、公布は手続ではなくて、法律の実体要件と考えられていた。
- 19 Lex non praecipit inutilia. Coke.
法律は、役に立たぬことを定めない。 ②L101。⑩L38。

- 20 *Lex non valet extra territorium.*
法律は、その適用地域外では、適用されない。 ②L103。⑩L40。
- 21 *Lex semper dabit remedium.*
法律には、常に救済手段が与えられる。 Jacob. Branch. ②L114。⑩L48。
- 22 *Lex semper intendit, quod convenit rationi.*
法は、常に理性に適合することを目指す。 Coke-Littell. ④354。⑩L50。
- 23 *Lex specialis derogat legi generali.*
特別法は、一般法を破る。 ②L118。⑩L52。本稿G3。
Lex specialis を *Lex particularis* としているものもある。
- 24 *Lex superior derogat legi inferiori.*
高次の法律は、低次の法律を破る。 ②L122。⑩L55。
ior の語尾は形容詞の比較級であり、それに付いた *iori* の *i* は与格 (～へ) である。
- 25 *Lex uno ore omnes alloquitur.*
法律は、一つの同じ口で、全ての人に語る。 Institutiones. ②L123。④354。⑩L56。
- 26 *Lite contestata usurae currunt.*
係争中にも、利子はふえる。 ②L143。⑩L65。
- 27 *Lite pendente nihil innovetur.*
訴訟が未解決の間は、何も変えてはいけない。 ⑩L67。
同旨のものに、*Pendente lite nihil innovetur.* (未解決の法的紛争中は、何も変えてはならない) がある。
- 28 *Litorum usus publicus est.*
海岸は、共同使用に供されている。 ⑩L68。
- 29 *Luat in corpore, qui non luet in aere.*
金銭をもって償えないものは、身体で償わざるをえない。 Coke. ②L158。④362。⑩L73。
luet を *habet* としているものもある。
- 30 *Lucrum radicatum est damnum.*
失われた利益は、一種の損害である。 ②L162。⑩L76。
- 31 *Lupus in fabula.*
噂をすれば狼 (影)。 Terentius. Adelphi. ④364。⑤149。⑥L21。⑦17。

【M】

- 1 Magna culpa dolus est. Paulus.
重大な過失は、悪意である。 ②M3。③377。⑩M1。
- 2 Magna difficultas impossibilitati aequiperatur.
重大な困難は、不可能に等しい。 ②M4。⑩M2。
- 3 Magna voluisse magnum.
偉大なことを志したことが、偉大である。 ⑤150。
- 4 Magni minores saepe fures puniunt. Caecilius Balbus.
大盗は、小盗を罰する。 ②M7。⑩M3。
- 5 Maior videtur et melior vicina seges. Uenalis.
隣の畑は、大きくて良く見える。 ⑦137。
- 6 Majus est delictum seipsum occidere quam alium. Institutiones.
自殺は、他殺よりも大罪である。 ②M19。④372。⑩M6。
- 7 Male jure nostro uti non debemus. Institutiones.
権利の乱用は、許されない。 ②M23。⑩M13。本稿A1。
- 8 Malorum poena praesidium est bonis.
悪者を罰するのは、善人の保護である。 ⑩M17。
- 9 Manifesta non indigent probatione.
明白なことは、証明を要しない。 ⑩M24。
Notorium non eget probatione. (公知のことは、証明を要しない) も同旨である。民事訴訟法第179条。
- 10 Mater artium necessitas.
必要は、発明の母。 ④379。⑥M8。
- 11 Matrimonium inter invitos non contrahitur. Celsus.
如何なる結婚も、その意思に反して行われることは無い。 ②M43。⑩M27。
- 12 Matrimonium subsequens legitimos facit. Codex Justiniani.
事後の結婚は、婚外子を準正する。 ②M45。⑩M29。

- 13 *Medio tutissimus ibis.* Oidius.
中庸は、最も安全な道。 ④384。⑤154。
In medio tutissimus ibis. とも書かれる。⑥123、M15。⑦127。本稿 A64。
- 14 *Melior est justitia vere praeveniens, quam severe puniens.* Institutiones.
真実を守る正義は、厳罰の正義に勝る。 ②M55。⑩M36。
- 15 *Melius agitur cum lege quam cum homine.*
法律を争うほうが、人と争うよりも良い。 ⑩M38。
- 16 *Melius est jus deficiens quam jus incertum.* Lofft.
法が無いほうが、不確実な法がある状態よりも良い。 ②M62。⑩M39。
- 17 *Melius est non solvere quam solutum repetere.*
何もしないほうが、したことを元に戻されるよりも良い。 ②M64。⑩M41。
- 18 *Melius est pignori incumbere, quam in personam agere.*
担保を取るほうが、訴えるよりましである。 ②M66。⑩M42。
- 19 *Memento mori.*
死を忘れるな。 ④386。⑤156、272。⑥M18、V40。
Vive memor mortis. (死を忘れずに生きよ) もある。
- 20 *Mens sana in corpore sano.* Juvenalis. Saturarum.
健全な精神は、健全な身体に宿る。 ④389。⑦60。
一般的には、このような断定的な訳語が定着しているが、原文は、Juvenalis の風刺詩の 1 節の *Orandum est ut sit mens sana in corpore sano.* であって、「健全な精神が、健全な身体の中に宿りますように〔宿るように祈るべきである〕」と願望を表している。orandum は oran の動形容詞で「祈らるべき」、sit は sum の接続法現在 3 人称単数である。
- 21 *Minor minorem custodire non debet.* Coke-Littell.
未成年者が、未成年者の監護は出来ない。 ②M85。④396。⑩M51。
- 22 *Minus malum permittitur, ut evitetur majus.* Bratolus.
より小さな不快は、それで、より大きな不快が避けられるなら、許される。 ②M92。⑩M55。
- 23 *Minus solvit qui tardius solvit.* Ulpianus.
遅く仕事をする者は、より少ない仕事をする。 ②M93。⑩M56。

- 24 *Modus et conventio vincunt legem.*
規律（指示）と契約は、法律に勝る。 ②105。⑩M64
- 25 *Modus saepe appellatur conditio, non contra.*
規律（指示）は、しばしば「要求」と呼ばれるが、逆のことは無い。
②107。⑩M65。
- 26 *Morbus est impedimentum legale.*
病気は、法的障害の一つである。 ②112。⑩M69。
- 27 *Mors omnia jura solvit.* Novellae Justiniani.
死は、あらゆる権利を解消する。 ②M114。④405。⑩M70。
- 28 *Mortem effugere nemo potest.*
何人も、死を免れることは出来ない。 ④406。
Mors certa, hora incerta. (死は確実だが、その時は、不確かだ) もある。⑥M28。
- 29 *Mortuo leoni et lepores insultant.*
死んでしまった獅子は、兎も怖れない。 ⑦106。
- 30 *Mulier taceat in ecclesia.* Paulus.
女性は、地域社会では、黙っているほうが良い。 ⑩M76。
- 31 *Multae sunt causae bibendi.*
飲む理由には、事欠かぬ。 ⑤162。⑦84。
- * *Mutatis mutandi.*
変更されるべきものは、変更されて（必要な変更を加えて）。
⑨119。綱要 29。
- 32 *Multi multa sapiunt, et seipsos nesciunt.* Bernardus.
多くの人は、多くのことを知っているが、自分自身のことは知らない。
④411。
- 33 *Multitudo errantium non parit errori patrocinium.* Coke.
多くの過ちがあるということは、過ちを許すことにならない。
②M136。④411。⑩M79。

【N】

- 1 Nasciturus pro jam nato habetur (quotiens de commodo ejus quaeritur). Paulus.
胎児は、(その利益については)すでに生まれたものと看做される。
②N1。④419。⑩N1。
- 2 Nec amor, nec tussis celatur. Seneca.
恋も咳も、隠してはおけない。
④423。
- 3 Necessitas non habet legem. Ulpianus. Plowd.
緊急は、掟を知らない。
②N29。③377。④425。⑩N10。
- 4 Necessitas publica major est quam privata. Noy. Bacon.
公の緊急事態は、私的な緊急事態より重大である。
②N30。③17。④425。⑩N11。
- 5 Necessitudo etiam timidos fortes facit. Sallustius.
必要があれば、弱い者も、強くなる (窮鼠猫を嘯む)。
- 6 Ne furtum facias.
汝、盗むなかれ (第7戒律)。⑥N11。
- 7 Neganitis nulla probatio. Codex Justiniani.
否定する者には、立証責任は無い。
②N38。⑩N19。
- 8 Negativa non sunt probanda. Paulus.
存在しないことは、証明の必要がない。
②N43。⑩N22。
- 9 Nemo agit in seipsum. Jenkin.
誰も、自分を訴えることは無い。
④434。⑩N30。
- 10 Nemo compellitur contrahere. Codex Justiniani.
誰も、契約を強制されない。
②N65。⑩N36。
- 11 Nemo damunatus nisi auditus vel vocatus.
何人も、言分を聞かれず、聴聞もされずに、罰せられることはない。⑩N39。
- 12 Nemo duarum civitatum civis esse potest.
何人も、二つの国家の国民ではありえない。
②N88。⑩N44。
現在では、限定的に重国籍も認められている。

- 13 *Nemo id jus, quod non habet, amittere potest.*
 持っていない権利を失うことは無い。 ②N104. ⑩N52.
- 14 *Nemo in necessitatibus liberalis existit.* Nodestinus.
 とても困っているときに、気前良くはしておれない。 ②N105. ⑩N53.
- 15 *Nemo invitus compellitur ad communionem.* Ulpianus.
 その意思に反して、組織に入らされることはない。 ②108. ⑩N54.
- 16 *Nemo iudex in sua causa.* Codex Justiniani.
 誰も、自分自身の事件の裁判官にはなれない。 ②N111. ⑩N56.
Nemo iudex, nemo testis idoneus in propria causa. (何人も、～裁判官にも、証人にもなりえない。④436) もある。
- 17 *Nemo patriam suam exuere potest.*
 何人も、その祖国を棄てることはできない。 ②N121. ⑩N61.
 現在でも (他国の国籍を取得することなしに) 自分の意思だけで国籍の離脱は出来ない。
- 18 *Nemo plus juris ad alium transferre potest, quam ipso habet.* Ulpianus.
 自分が持っている以上の権利を、他人に与えることは出来ない。
 ②N124. ⑩N63.
nemo (誰も～しない)。 *plus* (より多く)。 *juris* は、*jus* の部分属格。 *ad alium* (他人の方へ)。 この *quam* は関係代名詞ではなく「よりも」で、次に入るべき関係代名詞 *quod* が省略されている。 *ipso* (自分自身が)、 *habet* (持つ)。これを簡単にして、*Nemo plus juris dat quam habetmo.*④437 や、*Nemo dat quod non habet.* (誰も持たないものを与えない) と書く。 *dat* は、「与える」の3人称。 *quod* は関係代名詞。
- 19 *Nemo potest ad impossibile obligari.* Liber Sextus.
 不可能なことについて、義務を負わせられない。 ②N125. ⑩N64.
- 20 *Nemo praesumitur gratutio malus.*
 何人も、責任が無いのに、罪人と看做されない。 ②N142. ⑩N68.
Nemo praesumitur maacus. (何人も、悪人とは看做されない) と同旨。
- 21 *Nemo punitur pro alieno delicto.* Wingate.
 何人も、他人の罪によって罰せられない。 ②N150. ④438. ⑩N71.

- 22 **Nemo reus nisi probetur.**
 何人も、証明されなければ、罪人とはされない。
 reus は、「問題を持つ人」つまり罪人。nisi は si の反対で「そうでなければ」、probetur は、受身 2 人称で「証明される」。
- 23 **Nemo sibi titulum adscribit.**
 何人も、同時に、原告と裁判官にはなれない。 ⑩N74。
- 24 **Nemo simul tenens et dominus.**
 何人も、同時に、所有者と賃借人にはなれない。 ②N159。⑩N76。 Ulpianus.
- 25 **Ne procedat iudex ex officio.**
 裁判官は、役所の外では仕事をすべきではない。 ⑩N83。
- 26 **Nihil confirmari nequit.**
 何事も確かではない。 ②N181。⑥N38。⑩N86。 Ovidius.
 単に、non liquet. (明白なものはない) ともされる。また、Nil homini certum. (人にとって、確かなものなどは無い) も、同旨。
- 27 **Nihil est incertius vulgo.**
 群衆ほど不確かなものは無い。 ④450。⑥N35。 Cicero.
- 28 **Nihil iniquius venali justitia.**
 買われる正義よりも不正なものはない。 ②N192。⑩N88。
- 29 **Nimia subtilitas in jure reprobatur.**
 繊細すぎることは、法には適さない。 ⑩N92。
- 30 **Non bis in idem.**
 同じ容疑で、二度裁判にかけられることは無い (一事不再理)。
 ④469。⑥N55。
 Nemo bis punitur pro eodem delicto. ③377、Bis de eadem re ne sit actio. ③375 (同一物について訴訟が二度無いように)。
- 31 **Non debet actori licere, quod reo non permittitur.**
 被告に許されないことは、原告にも許されない。 ②N239。⑩N102。 Ulpianus.
 Non locet actori, quod reo licitum non existit. ともされる。
- 32 **Non dicta revocari nequeunt.**
 言われないことは、取消されない。 ②N250。⑩N108。 Jenkin.

- 33 *Non est regula, quin fallit.* Plowden.
 間違いの無い規則は無い。 ②N266. ④474. ⑩N112.
quin = *qui* + *ne* (否むしろ)。 *fallo* (間違った)。
- 34 *Non omne quod licet honestum est.* Digesta. Paulus.
 許されることが、すべて立派とは限らない。 ②N290. ⑥N58.
Non omnia possumus omnes. (我々は皆万能ではない) もある。
- 35 *Non scholae sed vitae discimus.* Seneca.
 我々は、学問のためではなく、生きるために学ぶ。 ④485. ⑥N64.
- 36 *Non uno die Roma.*
 ローマは、一日にして成らず。 ⑥N68.
 一般にセルバンテスの「ドン・キホーテ」に由来するとも言われているが、もっと古くフランスで言われていたともされる。
- 37 *Nosce te ipsum.* Cicero.
 汝、自身を知れ。 ④491. ⑥N71.
- 38 *Novissima voluntas servatur.* Paulus.
 最期の意思は、尊重される。 ②N347. ⑩N153.
- 39 *Novum iudicium non dat jus novum, sed declarat antiquum.*
 新判決は、新法を作るのではなく、古い法を明示するものだ。
 ②N350. ④494. ⑩N155.
- 40 *Novus rex, nova lex.*
 新しい王、新しい法 (王が変われば、法も変わる)。 ④495.
- 41 *Nulla poena sine lege.*
 法律なければ、刑罰なし。 ①I-42. ②N364, 365. ③378. ④498.
Nullum crimen (sine lege), nulla poena sine lege. (法律なければ、犯罪なし。法律なければ、刑罰なし) ともされ、罪刑法定主義を現す。最初に *est* が省略されている。
poena が女性なので *nulla* となり、*crimen* は中性なので *nullum*、男性形なら *nullus*。
 フランス革命の時、刑法の標語に使われた。 *Nulla regula sine exceptione.* (例外の無い原則は無い) もある。
- 42 *Nullum exemplum est idem omnibus.* Coke-Littell.
 どの先例も、全ての人にとって同じではない。 ②N378. ④501. ⑩N171.
- 43 *Nullus est instar domus.*
 我が家に勝るところ無し。 ⑥N78.

- 44 *Nunquam periculum sine periculo vincemus.* Publolous Syrus.
 虎穴に入らずんば、虎兇を得ず。 ④507。⑥N81。
- 45 *Nutritur vento, vento restinguitur ignis.* Ovidius.
 火は、風によって養われ、風によって消される。 ④508。⑤192。

【O】

- 1 *Obligatio semel extincta non reviviscit.* Codex Justiniani. Paulus.
 一旦消滅した義務は、復活しない。 ②02。⑩01。
obligatio (義務 *f*)。extinguo (消える、葬り去られる)。
- 2 *Occupantis est melior conditio.*
 物を押さえている側が有利である。 ②07。⑩04。
- 3 *Oculi et aures vulgi testes sunt mali.* Caecilius Balbus.
 大衆の目と耳は、悪しき証人である。 ②09。⑩05。
- 4 *Omne initium (est) difficile.*
 すべて始めは難しい。 ④518。⑥08。
- 5 *Omnes homines aequales sunt.* Ulpianus.
 すべて、人は平等である。 ②038。⑩013。
- 6 *Omnia eunt more modoque fluentis aquae.*
 万物は、流転する。 ⑤198。⑥014。
- 7 *Omnia mutantur, nos et mutamur in illis.* Borbonius.
 全ての物は変る。我々もまた、全てのものの中で変っていく。 ④524
- 8 *Omnia non possumus omnes.* Vergilius.
 我々は、皆、全てのことをすることは、出来ない。 ④482。525。
Non omnia possumus omnes. とも記される。
- 9 *Omnia praesumuntur legitime facta, donec probetur (in) contrarium.* Coke-Littell.
 反対の証明があるまでは、すべてのことが、合法と認められる。 ②048。④525。⑩017。
omnia は、*omnis* の中性複数主格。6の *eunt* は *eo* の現在複数3人称。
- 10 *Omnia vicit amor.*
 愛は、全てに打勝つ。 ⑤201。

- 11 **Omnis definitio (est) periculosa.**
 すべての定義は、危険である。 ④528。
 estに替えて in lege (②O61) とするものや、Omnis definitio in jure civili periculosa est. (市民法におけるすべての定義は、危険である①I-7。③387) もある。
- 12 **Omnium rerum principia parva sunt.**
 すべて物事の始まりは、些細なことである。 ⑤204。

【P】

- 1 **Pacta sunt servanda.** Digesta. Cicero. Ulpianus.
 約束は、守らねばならない (合意は、拘束する)。
 ②P7。③378。⑧616。⑩P3。
 pactaは複数、中性複数の語尾はaで終る。この場合 suntは、受動的な意味になっている。servandaは servo (守る) の動形容詞 servandusの複数中性主格。もし単数で書けば、pactum est servandumとなる。
- 2 **Pacta tertis nec nocent nec prosunt.**
 約束 (合意) は、第三者を、害せず、利せず。 ③378。本稿R7。
- 3 **Par delinquentis et suasoris culpa est.**
 行為者の責任と、教唆者の責任は、同じである。 ②P11。⑩P4。
- 4 **Pares cum paribus facillime congregantur.**
 類は、友を呼ぶ。 ⑦206。
- 5 **Paribus delictis par imponenda est poena.** Gothofredus.
 同一の行為は、同一に処罰される。 ②P16。⑩P6。
- 6 **Partis eadem ratio est quae totius rei.**
 部分は、全体と同じ規則に従う。 ②P24。⑩P12。
- * **Pax Romana**
 ローマの平和。
 アウグストゥスが初代皇帝になった紀元前27年から約200年ローマは繁栄の平和の時代であったが、それは、ローマ一國が絶対権力を持ち、それにより反対勢力を圧伏して保たれていた平和なのだった。第二次大戦後のアメリカ一國支配による一時期の平和を、pax americanaと呼んだ。
- 7 **Peccata contra naturam sunt gravissima.** Institutiones.
 自然に反する犯罪が、最も重い犯罪である。 ②P43。④554。⑩P20。

- 8 *Periculum est emtoris.*
危険は、買主が担う。 ⑩P28。
民法第534条参照。しかし、*Periculum venditoris est.* (危険は売主に帰属する) ③378というのものもある。
- 9 *Permutatio vicina est emitioni.*
交換は、売買に近い。 ⑩P30。
民法第559条、586条2項参照。
- 10 *Petite et accipietis, pulsate et aperietur vobis.* *Vulgata.*
求めよ、さらば、与えられん。 ④565。⑤211。
- 11 *Plus est oculatus testis unus quam auriti decem.* *Plaut.*
一人の目撃者は、10人の伝聞証人よりも多くの価値がある。 ②P90。⑩P45。
- 12 *Plus valet pecunia mercatoris quam non mercatoris.*
商人の金銭は、非商人の金銭よりも多くの価値を持つ。 ②98。⑩P49。
- 13 *Poena constituitur in emendationem hominum.* *Pauls.*
刑罰は、人の改心のために課される。 ②P105。⑩P53。
- 14 *Poenae potius molliendae sunt quam asperandae.*
刑罰は、重すぎるよりは、軽すぎるほうが良い。 ⑩P57。
- 15 *Poena sine fraude esse non potest.* *Ulpianus.*
悪行の無い刑罰は無い。 ②P113。⑩P63。本稿II。
fraudo (悪行・非行 *n*) 動名詞。esse は *sum* の変化形。
- 16 *Populus est novarum rerum cupiens pavidusque.* *Tacitus.*
人民は政変を欲しつつ、それを恐れる。 ⑤215。
- 17 *Possessio non est juris, sed facti.* *Ulpianus.*
占有は、権利の問題ではなく、事実の問題である。 ②P132。⑩P68。
- 18 *Praesentia pro consensu habetur.*
同席は、同意と看做される。 ②P163。⑩P87。
- 19 *Praesumptio cedit veritati.*
推測は、真実に屈する。 ②P169。⑩P89。

- 20 **Princeps legibus solutus.** Digest. Ulpianus.
君主は、法律に服さない。 ②P183. ③378. ⑩P94。
Digestaでは、この次に、「君主の妻、母、娘、兄弟は、法に従わねばならないが、通例君主はその者たちに君主の特権 *priviles* を与える」と書いている。
- 21 **Privatum commodum publico cedit.**
私益は、公益に後置される。 ②P198. ④588. ⑩P100。
- 22 **Probatio incumbit ei, qui dicit.** Nicolaus.
証明は、主張者の務めである。 ②P213. ⑩P106。
- 23 **Probatio vincit praesumptionem.**
証明は、推測に勝る。 ②216. ⑩P110。
- 24 **Professio a matre irata facta non facit fidem.**
怒った母親の発言は、十分な証明にならない。 ⑩P113。
- 25 **Propter scandalum evitandum veritas non est omittenda.** Decretalium.
不快を避けるために、真実から離れることは、許されない。 ②P237. ⑩P122。
- 26 **Protectio non involvit subjectionem.**
保護は、征服を含まない。 ②P239. ⑩P123。
保護国（被保護国）は、国際法主体性を失わない。

【Q】

- 1 **Quae domi geruntur, non facile possunt probari.** Codex Justiniani.
家庭内で起こったことは、容易には証明されない。 ②Q13. ⑩Q7。
- 2 **Quae non sunt simulo, quae sunt ea dissimulantur (Hexameter).**
無いことを言い立て、あることを隠す。 ②Q24. ⑩Q10。
- 3 **Quae simulate geruntur, pro infectis habentur.**
見せかけになされたことは、無かったこととされる。
②Q30. ⑩Q14. 本稿 A25. 民法第94条1項参照。
- 4 **Qualia extrema, talia media.**
終りのように、中間はある。 ②Q43. ⑩Q16。
物事の始めと終りから、その中間点を定めることが出来る。 *extremum* (終点・端 *n*)。

- 5 *Quando aliquid prohibetur, prohibetur ex directo et per obliquum.*
Coke-Littell.
禁止された場合には、(脱法の)迂回も禁止される。②Q50。④612。⑩Q18。
Quod directo fieri prohibetur, etiam est prohibitum per indirectum. (禁ぜられたことは、迂回して行くことも許されない)。
- 6 *Quem di diligunt adulescens moritur.* Plautus.
神によって愛される者は、若くして死ぬ。④617。⑤220。
- 7 *Qui actiones habet ad rem recuperandam, ipsam rem habere videtur.* Paulus.
取戻請求権を持つ者は、それを持っているようなものだ。②Q70。⑩Q22。
- 8 *Qui clam delinquant, magis delinquant quam qui palam.*
密かに不法を犯す者は、あからさまに不法を犯す者よりも、重い不法を犯している。⑩Q29。
- 9 *Qui confitetur, proxime innocentiam est.* Pseud Seneca.
告白した者は、正直にとても近い。②Q84。⑩Q31。
- 10 *Qui delegat, solvit.* Ulpian.
命じた者が、支払う(べきである)。②Q90。⑩Q34。
民法第715条参照。delego(命ずる・委任する)。
- 11 *Qui jocatur, non mentitur.*
冗談を言う者は、嘘を言わない。②Q114。⑩Q51。
- 12 *Quilibet verborum suorum optimus interpres.*
各人は、彼の言葉の最良の解釈者である。⑩Q55。
- 13 *Qui multum habet, plus cupit.* Seneca.
多くを持つ者は、さらに多くを望む。⑥Q18。
- 14 *Qui non est hodie cras minus aptus erit.* Ovidius.
今日覚悟出来ていない人は、明日はなお。④637。⑥Q20。
- 15 *Qui non laborat, nec manducet.* Vulgata. Moses.
働かざる者、食うべからず。④637。⑩Q64。
Sine labore non erit panis in ore. (⑥S31)もある。
- 16 *Qui peccat ebrius, luat sobrius.* Broom. Cary.
酔って不法を犯した者は、醒めて償わねばならない。②Q142。⑩Q70。

- 17 *Quisque potest renunciare juri suo.*
何人も、権利を放棄することが出来る。 ⑩Q79。
- 18 *Qui vult decipi, decipiatur.*
騙そうとする者は、騙される。 Macnaghten.
④645。⑩Q82。
- 19 *Quod datur personis, cum personis amittitur.*
人に与えられた物は、人と共に失われる。 Ulpianus.
②Q218。⑩Q90。本稿 A2。
個人的専属権は、その保持者の死亡によって消滅し、相続されない。
- 20 *Quod Deus conjunxit, homo non separat.*
神の合せ賜いしもの、人、これを分かちべからず。 Jesus.
②Q220。⑩Q91。
- 21 *Quod legibus omissum est, non omittetur religione judicantis.*
法律が見落としたことを、良心的な裁判官は、見落とさない。
②Q242。⑩Q101。
- 22 *Quod non est in actis, non est in mundo.*
文書の中に無いものは、世の中に無いものだ。 ②Q256。⑩Q106。本稿 C41。
act には、行為の意味もあるが、ここでは文書と解する。
- 23 *Quod non legitur, non creditur.*
読まれないことは、信ぜられない。 Institutiones.
②Q258。④651。⑩Q103。
訴訟では、書かれたことだけが顧慮される。
- 24 *Quod non valet ut ago, valet ut valere potest.*
決めたようにならぬことは、なるようになる。 Damasus.
②Q262。⑩Q108。
- 25 *Quod nullum est, nullum producit effectum.*
無効なものは、如何なる効果も産み出さない。 ②Q268。⑩Q110。
- 26 *Quod per me non possum, nec per alium.*
自分で出来ないことは、他人によっても出来ない。 Coke.
②Q274。④651。⑩Q115。
- 27 *Quod raro fit, non observant legislatores.*
まれにしか生じないようなことを、立法者は、顧慮しない。
②Q290。⑩Q124。
- 28 *Quod tibi fieri non vis, alteri ne feceris.*
己の欲せざることを、他に施すこと勿れ。 Alexander Severus.
②Q301。④654。⑩Q129。
ゴールデン・ルールと呼ばれるものである。聖書の「マタイによる福音書」7.12。

- 29 Quo ligatur, eo dissolvitur. Rolle.
 結ばれるように、解かれる。 ④655. ⑩Q134.
- 30 Quot capita, tot sensus. Terentius
 人の数ほど、意見がある。 ⑤227. ⑦8.
 Quot homines tot sententiae. というのもある。
- * Quo vadis?
 何処へ行く? 綱要 45.
 シェンキエーヴィッチ Sienkiewicz のローマ皇帝ネロの治世に取材した同名歴史小説 (1895) から。フランクフルト空港に、久しくこの名の喫茶店があったが、今は無い。

【R】

- 1 Radii virorum coruscant mulieres.
 男たちの光によって、女たちは輝く。 ②R1. ⑩R1.
- 2 Rebus sic stantibus omnis promissio intellegitur. Thomas Aquinas.
 あらゆる約束では、事情が(約束時の)そのままになっている、ということが前提になっている。 ②R17. ④464. ⑧700. ⑩R9. 綱要 31.
 事情変更(不変)の原則と呼ばれる。rebusはres(事情)の複数奪格。sic(このように)。stantibusはsto(立つ)の現在分詞名詞化 stansの複数女性奪格。intellegiturはintellego(理解する)の受動形で、promissio(約束)にかかる。
- 3 Redde Caesari quae sunt Caesaris (, et quae sunt Dei Deo).
 カイザーのものは、カイザーへ(神のものは神へ)。 ④666. ⑥R2.
- 4 Renuntiatio non praesumitur.
 放棄は、推定されない。 ②R44. ⑩R22.
- 5 Reprobare non possum semel probatum. Cervidius Scaevola.
 一度認めたことは、もはや否認できない。 ②R49. ⑩R27.
- 6 Rerum, quae nondum sunt, nulla fieri potest.
 存在しない物を、譲ることは出来ない。 ⑩R29.
- 7 Res inter alios acta alteri (nocere) non nocet.
Codex Justiniani. Coke-Littell.
 当事者間の出来事は、第三者を害さない。 ②R66. ④674. ⑩R37. 本稿 P2.
 Res inter alios iudicata alii non praejudicat. (二人の間で決めたことは、第三者には関係がない)ともされる。

- 8 *Res ipsa loquitur.* Cicero.
物は、自ら語る。 ②R71。④674。⑩R40。
- 9 *Res iudicata jus facit inter partes.*
判決は、当事者の間に、法を創る。 ②R74。⑩R42。
- 10 *Respondeat superior.* Institutiones. Broom.
上に立つ者は、責任を負う。 ②R98。④675。⑩R50。
民法第716条参照。
- 11 *Res transit cum onere suo.*
物は、その負担と共に移転する。 ⑩R55。
- 12 *Rex non potest peccare.* Rolle.
王は、不正をなさず。 ②R117。⑩R59。
国家行為理論で、国が賠償責任を負わぬ根拠とされていた。
- 13 *Rex regnat, sed non gubernat.* Jan Zamajski.
王は、君臨すれども統治せず。 ②R120。④678。⑥R12。⑩R60。
- 14 *Risu inepto res, (ineptior nulla est).* Catullus.
愚かな笑いよりも愚かな物は無い (馬鹿笑ほど下品なものはない)。
④679。⑥R16。

【S】

- 1 *Saepe admonitionibus utere, rarius castiga.* Terentius.
忠告を旨とし、罰はまれにせよ。 ⑤229。
- 2 *Salus publica suprema lex (esto).* Cicero.
公共の安寧は、最高の法であれ。 ②S6。⑥S5。⑩S1。
publica を *populi* (人々の) とするものもある。
- 3 *Sapiens habet divitias in se.*
賢者は、自分自身の中に富を持つ。 ⑥S7。
- 4 *Sciens non fraudatur.* Ulpianus.
知者は、欺かれず。 ②S18。⑩S3。
- 5 *Scientia est potentia.*
知識は、力である。 ④693。⑤233。

- 6 Scio me nihil scire. Socrates.
私は、私が何も知らないことを知っている。 ⑥S13。
- 7 Semel absolutus semper absolutus.
一度無罪になれば、常に無罪である。 ②S40。⑩S11。
- 8 Semel major semper major.
一度成年に達すれば、常に成年である。 ⑩S15。
- 9 Sententia facit jus. Paulus.
判決は、法を創る。 ②S71。⑩S21。
- 10 Sera, tamen tacitis Poena venit pedibus. Tibullus.
遅く、しかし静かな足取りで罰の女神は訪れる。 ⑤236。
- 11 Sibi imperare est imperiorum maximum. Publilius.
自己を支配することは、支配の中で最大のものだ。 ④710。⑥S22。
- 12 Simplicitas legibus amica. ⑩S36。
単純明快さは、法律の友である。
- 13 Sine pretio nulla venditio. Ulpianus.
価格なしに、売買は無い。 ②S124。⑩S39。
- 14 Si vis pacem, para bellum. Vegetius.
平和を欲するならば、戦備せよ。 ④731。⑥S36、Q10。
Qui desiderat pacem, praeparet bellum. (Horace.) とも記される。なお、Si vis pacem, para justiam. (平和を欲するならば、公正であれ) というものもある。visは voro (望む) の2人称。
- 15 Socii mei socius non est socius meus. Digeste.
私の仲間たちの仲間は、私の仲間ではない。 ④732。⑩S45。
- 16 Sol omnibus lucet. Petronius.
太陽は、我々すべてを照らす。 ⑥S43。
- * Status quo
状態。 綱要18。

Status quo anti (以前の状態)。それに対して、Uti possidentis (現在の状態)。戦時国際法で、戦後国境の確定にあたり、Status quo ante bellum (戦争開始時の状態) によるか、Status quo post bellum (戦争終了時の状態) によるか意見が分かれるが、後者が通説。

- 17 *Statuta sunt stricte interpretanda.*
規則は、狭く解釈さるべきである。 ⑩S65。
- 18 *Stultis non succurritur.*
愚かさには、救いは無い。 ⑩S69。
- 19 *Summum jus summa injuria.* Cicero.
法の極みは、不法の極み。 ①L-14。②S196。③379。⑥S51。⑩S79。本稿 A51。
- 20 *Superflua admittere securius est, quam necessaria omittere.*
不必要に許せば、必要なことを見落す。 ②S202。⑩S83。
- 21 *Suum cuique.* Gellius.
各人に、彼のものを (与へよ)。 ②S212。④757。⑩S89。
- 22 *Suum cuique pulchrum (est).* Cicero.
人は、それぞれに美しい。 ④757。⑥S50。

【 T 】

- 1 *Tacere qui nescit, nescit loqui.* Publolous Syrus.
黙ることを知らぬ者は、語ることも知らぬ。 ④758。⑤246。
- 2 *Tamquam tabula rasa.* Aristoteles.
削った板のように。
本来は哲学用語で、新生児の頭脳のように白紙の状態。昔は板に字を書き、それが一杯になると板を削ってそれに書いた。国際法上条約承継にあたり、新独立国が旧本国が第三国に対して負っていた負担を継承しない際に、用いられた用語。
- 3 *Tantum judicatum, quantum litigatum.*
争いに応じて、判決を下す。 ②T10。⑩T5。
- 4 *Tempus neminem manet.*
時は、人を待たず。 ⑥T4。
Tempus fugit. (光陰矢の如し⑥T8) もある。
- 5 *Testis in uno falsus in nullo fidem meretur.*
一部でもごまかした証言は、全く信用されない。 ②T43。⑩T20。
- 6 *Testis unus testis nullus.*
ただ一人の証人は、証人なきに等し。 ②T47。③379。④771。

- 7 *Thesaurus donum fortunae creditur.* Tryphoninus.
埋蔵物は、天の贈物である。 ②T50。⑩T23。
- 8 *Tot gradus quot generationes.* Pseudo-Paulus.
出生の数ほど、親等もある。 ②T56。⑩T25。
generatio (生殖・子を産むこと *f*)。
- 9 *Traditio loqui chartam facit.* Coke.
伝達は、文書を語らせる。 ②T60。④776。⑩T28。
多くの文書は、伝達されることによって、はじめて法的意味を持つ。
- 10 *Transactio est instar rei judicatae.*
和解は、裁判所の判決に相応する。 ②T62。⑩T29。
- 11 *Transigere est alienare.* Codex Justiniani.
和解は、譲ることである。 ②T68。⑩T32。
- 12 *Transit terra cum onere.* Coke-Littell.
土地は、負担と共に移転する。 ②T70。⑩T33。
- 13 *Tres faciunt collegium.* Neratius. Priscus, Maecellus.
団体は、最小限3人から成立つ。 ①II-251。②T71。④777。⑥T14。⑩T34。
- * *Tu fui, ego eris.*
僕は君だった。君は僕になる (だろう)。
墓碑銘だという。僕も君のようにかつては生きていた。君もやがて何時かは僕のようになるんだよ。fuiはsum (である) の1人称単数完了形。erisは、2人称未来単数形。ここでは主語のego、tuが共に省かれている。
- 14 *Turpitudinem suam nemo detegere tenetur.*
何人も、自分の恥すべき行為を暴露する義務は無い。 ②T75。⑩T37。
Allegans suam turpitudinem non est audiendas. (自己の恥すべきことを陳述するのは、聞かれない。④28。)
- 15 *Tutor loco parentis habetur.* Julianus.
後見人は、両親の立場に代る。 ②T83。⑩T44。

【U】

- 1 *Ubi concordia, ibi victoria.* Publous Syrus.
団結あるところに、勝利あり。 ③379。⑥U3。

- 2 Ubi emolumentum, ibi onus (esse debet). Paulus.
利益のあるところに、負担あり。 ①II-214。②U13。⑩U8。本稿 A31。
- 3 Ubi non est culpa, ibi non est delictum.
責任の無いところに、不法無し。 ②U32。⑩U15。
- 4 Ubi periculum, ibi lucrum. Codex Justiniani.
リスクのあるところに、儲けあり。 ②U41。⑩U17。
- 5 Ubi societas, ibi jus.
社会あるところに、法あり。 ②U47。④増補 48。⑩U19。
Ubi は、関係副詞 (そこに)。ibi は、接続詞 (～のときには)。
- 6 Universitas distat a singulis.
団体は、その個々の成員とは、異なるものである。 ②U64。⑩U24。
- 7 Universitas vice persinae fungitur.
団体は、個々人の立場を代表する。 ⑩U26。
- 8 Usus magister est optimus.
経験は、最良の教師である。 ④796。⑤252。⑥U17。
- 9 Ut ameris, amabilis esto. Ovidius.
愛されるためには、愛されるような人であれ。 ④797。⑤253。
- 10 Utilitas publica privatae praeferri debet.
公益は、私益に優先する。 ⑩U38。

【V】

- 1 Vanae voces populi non sunt audiendae. Codex Justiniani.
世間の信用できない声を聞くな。 ②V3。⑩V1。
- 2 Veni, vidi, vici. Julius Caesar.
来たり、見たり、勝てり。 ④810。⑤257。⑥V8。⑨183。
カエサルが紀元前 47 年夏、Pontus 王ファルナケス Pharnaces を破り、それを元老院に報告した文の冒頭に記された言葉とされる。
- 3 Ventis secundis, tene cursum.
流れに身をまかせよ。 ⑥V10。

- 4 Verba accipienda sunt secundum subjectam materiam. Coke.
言葉は、その対象によって理解すべきである。 ②V14. ⑩V7。
- 5 Veri amici rari.
真の友は、まれである。 ⑤260。
- 6 Veritas praevalet solemnitati. Codex Justiniani.
真実は、形式に勝る。 ②V51. ⑩V14。
veritas は、「真実、真理」。上智大学の標語は、Lu veritas. である。
- 7 Veritas nomquam perit. Seneca.
真実は、滅びない。 ⑥V15。
- 8 Veritas vincit. Marishall.
真実は、勝つ。 ④814. ⑥V16。
- 9 Vetustas semper pro lege habetur. Paulus.
年を重ねた慣習は、常に法的効力を持つ。 ②V55. ⑩V18。
Vetustas vicem legis tenet. (年を重ねた慣習は、法を補う) ともいう。
- 10 Videre est credere.
百聞は、一見にしかず。 ⑤263。
- 11 Vim vi repellere licet.
力を、力で撃退することは許される。 ⑩V26. 本稿 A55。
licet の代りに fas est を用いている例もある (②V71)。vis は「精神的な力」。vi は「～で」。liset (許されている)。
- 12 Vinum novum in utres novos mittendum est.
新しい酒は、新しい皮袋に。 ⑤266. ⑥V30。
- 13 Vis legibus inimica.
暴力は、法律の敵である。 ⑩V32。
- 14 Vive hodie.
今日を、生きよ。 ⑤271. ⑥V39。
- 15 Voluntas in delictis non exitus, spectatur.
犯罪で考慮されるのは、結果ではなくて、意図である。 ②V98. ③379。
- 16 Vox populi vox Dei. Alcuinus.
民の声は、神の声。 ④840. ⑥V44. ⑩V41。

あとがき

やはりラテン語は難しい。ラテン語法格言は、短い文が多いが、多義的である。読み返してみても、とんでもない誤りに気付き、全く身の縮む思いがする。何とか纏めたのは、下記の先輩方の業績に負うところが大きい。感謝申し上げる。

1 参考文献

- ①柴田光蔵『ローマ法ラテン語用語辞典』1980年玄文社。
巻末に「法格言集」が付されている。本稿で①I-2と書いてあるのは、「Iとくに重要なもの」とされた格言の2番目のもの。①II-5としてあるのは、「IIその他のもの」として記載された5番目の格言。
- ②柴田光蔵『法律ラテン語格言辞典』1985年日本評論社。
本稿で②D2とあるのは、D項目の2番目の格言。
- ③柴田光蔵『法律ラテン語辞典』1986年玄文社。
- ④田中秀央・落合太郎『ギリシア・ラテン引用語辞典』1937年岩波書店。本稿で④2とあるのは、この本の2ページに記載の格言。
- ⑤『ラテン語格言集』<http://www.kitashirakawa.jp/taro/latin>
読み方はじめ大変詳しい解説が付けられており、文法的説明も丁寧。索引的な『ラテン語格言集リスト』もある。本稿で⑤12と記してあるのは、『ラテン語格言集リスト』にある検索番号（12番目の格言）を示す。
- ⑥『ラテン語格言』<http://drhnakai.hp.infoseek.co.jp/latin/sub-latin>
(A)から(V)まで、各格言をアルファベット順に並べ、ラテン語、英訳、和訳、出典を記載した便利なラテン語格言小辞典とも言うべきもの。本稿で⑥B12と記載してあるのは、Bの項目の12番目の格言を示す。原文には順番は記載していない。
- ⑦柳沼重剛『ギリシャ・ラテン名言集』2003年岩波文庫。
- ⑧田中英夫『英米法辞典』1991年東京大学出版会。
- ⑨James Morwood, *Latin Words and Phrases*, 1998, Oxford University Press.
- ⑩Detlef Liebs, *Lateinische Rechtsregeln und Rechtssprichwörter*. 3. Aufl. 1983, Verlag C. H. Beck. 本稿で⑩B12と書いてあるのは、B項目の12番目の格言を示す。本稿では、最も多くこの書物に依拠し、それに掲載された格言を採用している。他に、武市春男『イギリスの法律格言』1968年国元書房。守屋善輝『英米法諺』1973年日本比較法研究所などがある。

2 ローマ法

なお、ローマ法自体については、日本でもはや古典とも言うべき。船田享二『羅馬法』1930年刀江書院。

それを補完し集大成された、船田享二『羅馬法』全5巻1943年波書店。

より簡便なものとして、原田慶吉『ローマ法』上下巻1949年有斐閣全書、柴田光蔵『ローマ法の基礎知識』1973年有斐閣、がある。

3 ラテン語

ラテン語については、手近なものとして、順序不同だが、柴田光蔵『法学ラテン語綱要』（本稿で、「綱要」とあるのは、同書の掲載ページを示す）のほか、次のものがある。

呉茂一『ラテン語入門』1952年岩波書店。

泉井久之助『ラテン廣文典』1952年白水社。

田中秀央『初等ラテン語文典』1954年研究社。

大村雄治『大村実習ラテン語』1956年白水社。

呉茂一・泉木吉『ラテン語小文典』1957年岩波書店。

村松正俊『ラテン語四週間』1961年大学書院。

樋口勝彦・藤井昇『詳解ラテン文法』1963年研究社。

有田潤『初級ラテン語入門』1964年白水社。

松平千秋・国原吉之助『新ラテン文法』1968年南江堂。

マヌエル・アモロス『ラテン語の学び方』1970年南窓社。

片岡孝三郎『ラテン語文法』1982年朝日出版社。

二宮陸雄『ラテン語構文と語法の研究』1982年篠原出版。

有田潤『インデックス式ラテン文法表』1984年白水社。

河底尚吾『ラテン語入門』1985年泰流社。

田中利光『ラテン語初歩』1990年岩波書店。

小林標『独習者のための楽しく学ぶラテン語』1992年大学書林。

中山恒夫『ラテン語練習問題集』1995年白水社。

大西英文『はじめてのラテン語』1997年講談社現代叢書。

柴田光蔵『法律ラテン語を学ぶ人のために』2000年大学書林。

逸見喜一郎『ラテン語の話。通読できるラテン語文法』2001年大修堂書店。

佐藤信夫『法律羅旬文法』2005年国際語学社。

風間喜代三『ラテン語・その形と心』2005年三省堂。

小林標『ラテン語の世界—ローマが残した無限の遺産』2006年中公新書。

小倉博之『ラテン語のしくみ』2007年白水社。

中川恒夫『古典ラテン語文典』2007年研究社。

川崎桃太『基礎ラテン語文法』2007年国際語学社。

4 ラテン語辞書

ラテン語を学ぶ辞書としては、

田中秀央『羅和辞典』1952年研究社。

柴田光蔵『ローマ法ラテン語用語辞典』1980年玄文社。

国原吉之助『古典ラテン語辞典』2005年大学書林。

木下文夫『和羅辞典』2000年国際語学社。

などがある。

なお、「ラテン語」と呼ばれる「ラテン」の語は、ローマの南東にあったラティム Latium に由来すると言われる。現在でも、Lazio (ラツィオ) 州や、Latina ラティーナ県がある。イタリア半島に後にローマ人と呼ばれるようになるラテン人が住んでおり、エトルリア人や西ギリシャ人から文字を取入れてラテン語を話し、書くようになったので、それをラテン語(古ラテン語)と呼んでいるようである。後のラテン語や現在のイタリア語と異なっている。

本稿の作成にあたっては、内藤健二教授にラテン語の校閲を頂き大変お世話になった。ここに、厚く御礼申し上げる。

当初は、各格言にのコメントを付すつもりであったが、時間と紙数の制限に気付き、割愛せざるをえなかった。若干その痕跡らしいものが残っているのはそのためである。